

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区 分		職 員 数 (人)	給 与 費						共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当(千円) 年 間 支 給 率 (月分)	地 域 手 当 (千円)	そ の 他 の 手 当 (千円)	計 (千円)			
本 年 度	長 等	4		57,864	19,071 (2.95)		41,136	118,071	11,780	129,851	
	議 員	94	1,057,740		377,041 (2.95)			1,434,781	324,855	1,759,636	
	その他の 特 別 職	57	106,069	18,609	6,462 (2.95)	591	156	131,887	5,330	137,217	
	計	155	1,163,809	76,473	402,574	591	41,292	1,684,739	341,965	2,026,704	
前 年 度	長 等	4		57,864	18,231 (3.1)		240	76,335	11,659	87,994	
	議 員	94	1,057,740		396,212 (3.1)			1,453,952	71,901	1,525,853	
	その他の 特 別 職	57	106,069	18,618	6,975 (3.1)	591	191	132,444	5,302	137,746	
	計	155	1,163,809	76,482	421,418	591	431	1,662,731	88,862	1,751,593	
比 較	長 等	0		0	840 (△0.15)		40,896	41,736	121	41,857	
	議 員	0	0		△19,171 (△0.15)			△19,171	252,954	233,783	
	その他の 特 別 職	0	0	△9	△513 (△0.15)	0	△35	△557	28	△529	
	計	0	0	△9	△18,844	0	40,861	22,008	253,103	275,111	

2 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
本 年 度	(823) 66,543		288,593,733	246,575,746	535,169,479	109,722,986	644,892,465	
前 年 度	(624) 66,589		293,289,237	262,272,167	555,561,404	108,453,973	664,015,377	
比 較	(199) △ 46		△ 4,695,504	△ 15,696,421	△ 20,391,925	1,269,013	△ 19,122,912	

※ ()内は短時間勤務職員で外書き

職員手当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)
	本 年 度	6,603,467	20,935,341	3,749,404	127,177	6,452,854	35,820	3,135,135
	前 年 度	6,778,197	21,301,308	4,018,125	134,425	6,664,482	36,648	3,139,252
	比 較	△174,730	△365,967	△268,721	△7,248	△211,628	△828	△4,117
	区 分	特 地 勤 務 手 当 (千円)	へ き 地 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 等 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 ・ 勤 勉 手 当 (千円)
	本 年 度	200	2,447	12,995,626	1,287,498	103,396	3,549,316	109,539,511
	前 年 度	200	2,449	13,095,654	1,305,063	104,657	3,616,962	119,939,834
	比 較	0	△2	△100,028	△17,565	△1,261	△67,646	△10,400,323
	区 分	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)	定 時 制 通 信 教 育 手 当 (千円)	産 業 教 育 手 当 (千円)	農 林 業 普 及 指 導 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	本 年 度	2,908,919	183,649	239,100	41,884	74,685,002		
	前 年 度	4,222,060	183,875	239,374	47,521	77,442,081		
	比 較	△1,313,141	△226	△274	△5,637	△2,757,079		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△4,695,504	給与改定に伴う増減分	△386,550		給与改定の状況 前年度 { 給与の改定率 △0.13% 給与改定実施時_世 平成22年11月1日
		昇給に伴う増加分	2,416,830	$\left[\begin{array}{c} \text{号 給 数 別} \\ \text{平 均 間 差 額} \end{array} \right] \\ \times \left[\begin{array}{c} \text{号給数別の給料月額} \\ \text{が増加する職員数} \end{array} \right] \\ \times 12\text{月}$	昇給日 4 月 1 日
		その他の増減分	△6,725,784	新陳代謝等に伴う増減分	採用・退職の状況 採用（人） 退 職（人） 平成 21 年度 2,364 2,966 平成 22 年度 2,360 2,713
職 員 手 当	△15,696,421	その他の増減分	△15,696,421		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		行 政 職	公 安 職	教 育 職 (1)	教 育 職 (2)	技 能 職
平成23年1月1日現在	平均給料月額（円）	357,882	330,480	408,537	382,490	365,149
	平均給与月額（円）	446,262	480,736	474,568	441,857	421,150
	平均年齢（歳）	44.9	38.9	47.5	45.8	54.3
平成22年1月1日現在	平均給料月額（円）	359,432	332,185	412,951	388,712	365,438
	平均給与月額（円）	446,572	483,279	482,032	450,555	419,753
	平均年齢（歳）	44.6	39.0	47.3	46.0	53.7

イ 初 任 給

区 分	行 政 職 (円)	公 安 職 (円)	教育職(1) (円)	教育職(2) (円)	技 能 職 (円)	国 の 制 度				
						行 政 職 (一) (円)	公 安 職 (一) (円)	(相当する俸給表なし)		行 政 職 (二) (円)
高 校 卒	144,500	179,000			146,700	140,100	158,100			137,200
大 学 卒	178,800	207,300	199,700	199,700		I 種 185,800 II 種 172,200	I 種 208,200 II 種 200,000			

ウ 級別職員数

区 分		行 政 職		公 安 職		大 学 職		研 究 職		医 療 職 (1)		医 療 職 (2)	
		職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
平成23年1月1日 現 在	1 級	(13) 508	(8.3) 5.9	() 578	() 5.2			() 1	() 0.3	() 7	() 14.3	() 2	() 0.5
	2 級	() 601	() 6.9	() 1,513	() 13.6			() 35	() 10.4	() 17	() 34.7	() 38	() 9.2
	特 2 級												
	3 級	(143) 1,891	(91.7) 21.8	() 2,769	() 25.0			(7) 204	(100.0) 60.9	() 18	() 36.7	() 55	() 13.4
	4 級	() 1,944	() 22.4	() 3,896	() 35.1			() 92	() 27.5	() 7	() 14.3	(4) 33	(100.0) 8.0
	5 級	() 1,513	() 17.5	() 1,044	() 9.4			() 3	() 0.9			() 186	() 45.3
	6 級	() 1,735	() 20.0	() 600	() 5.4							() 90	() 21.9
	7 級	() 359	() 4.2	() 520	() 4.7							() 7	() 1.7
	8 級	() 91	() 1.0	() 131	() 1.2								
	9 級	() 10	() 0.1	() 48	() 0.4								
	10 級	() 15	() 0.2										
	計	(156) 8,667	(100.0) 100.0	() 11,099	() 100.0			(7) 335	(100.0) 100.0	() 49	() 100.0	(4) 411	(100.0) 100.0

区 分		行 政 職		公 安 職		大 学 職		研 究 職		医 療 職 (1)		医 療 職 (2)	
		職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
現 在 平成22年1月1日	1 級	(16) 511	(11.0) 5.7	() 593	() 5.4	() 29	() 16.3	() 2	() 0.6	() 7	() 15.2	() 5	() 1.2
	2 級	() 622	() 7.0	() 1,440	() 13.0	() 55	() 30.9	() 40	() 11.2	() 13	() 28.3	() 38	() 9.2
	特 2 級												
	3 級	(129) 2,085	(89.0) 23.3	() 2,810	() 25.4	() 43	() 24.1	(10) 207	(100.0) 58.0	() 19	() 41.3	() 54	() 13.1
	4 級	() 1,880	() 21.1	() 3,910	() 35.3	() 51	() 28.7	() 104	() 29.1	() 7	() 15.2	(8) 29	(100.0) 7.1
	5 級	() 1,337	() 15.0	() 958	() 8.7			() 4	() 1.1			() 179	() 43.6
	6 級	() 1,974	() 22.1	() 658	() 6.0							() 99	() 24.1
	7 級	() 396	() 4.4	() 509	() 4.6							() 7	() 1.7
	8 級	() 98	() 1.1	() 131	() 1.2								
	9 級	() 9	() 0.1	() 49	() 0.4								
	10 級	() 15	() 0.2										
	計	(145) 8,927	(100.0) 100.0	() 11,058	() 100.0	() 178	() 100.0	(10) 357	(100.0) 100.0	() 46	() 100.0	(8) 411	(100.0) 100.0

区 分		医 療 職 (3)		教 育 職 (1)		教 育 職 (2)		学 校 栄 養 職		事 務 職		技 能 職	
		職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
平成23年1月1日 現 在	1 級			(8) 257	(2.7) 2.5	(4) 4	(3.0) 0.1	() 4	() 1.3	(1) 177	(100.0) 14.3		
	2 級	(1) 37	(100.0) 16.1	(283) 9,335	(94.6) 91.4	(130) 24,610	(97.0) 89.4	() 53	() 17.8	() 153	() 12.3		
	特 2 級			() 127	() 1.2	() 360	() 1.3						
	3 級	() 48	() 20.9	(8) 315	(2.7) 3.1	() 1,286	() 4.7	() 55	() 18.5	() 188	() 15.1	() 14	() 2.5
	4 級	() 41	() 17.8	() 183	() 1.8	() 1,247	() 4.5	() 19	() 6.4	() 112	() 9.0	(6) 187	(100.0) 33.1
	5 級	() 80	() 34.8					() 167	() 56.0	() 326	() 26.2	() 363	() 64.4
	6 級	() 24	() 10.4							() 287	() 23.1		
	7 級												
	8 級												
	9 級												
	10 級												
	計	(1) 230	(100.0) 100.0	(299) 10,217	(100.0) 100.0	(134) 27,507	(100.0) 100.0	() 298	() 100.0	(1) 1,243	(100.0) 100.0	(6) 564	(100.0) 100.0

区 分		医 療 職 (3)		教 育 職 (1)		教 育 職 (2)		学 校 栄 養 職		事 務 職		技 能 職	
		職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
平成22年1月1日 現 在	1 級			(11) 272	(3.8) 2.6	(4) 7	(3.5) 0.1	() 13	() 3.9	(1) 141	(100.0) 11.4		
	2 級	() 31	() 13.7	(275) 9,339	(94.8) 91.3	(109) 24,780	(96.5) 89.6	() 42	() 12.7	() 140	() 11.4		
	特 2 級			() 122	() 1.2	() 337	() 1.2						
	3 級	() 51	() 22.6	(4) 315	(1.4) 3.1	() 1,287	() 4.6	() 59	() 17.8	() 199	() 16.1	() 21	() 3.5
	4 級	() 46	() 20.3	() 184	() 1.8	() 1,249	() 4.5	() 21	() 6.3	() 108	() 8.8	(11) 217	(100.0) 36.2
	5 級	() 70	() 31.0					() 197	() 59.3	() 335	() 27.2	() 361	() 60.3
	6 級	() 28	() 12.4							() 310	() 25.1		
	7 級												
	8 級												
	9 級												
	10 級												
	計	() 226	() 100.0	(290) 10,232	(100.0) 100.0	(113) 27,660	(100.0) 100.0	() 332	() 100.0	(1) 1,233	(100.0) 100.0	(11) 599	(100.0) 100.0

※ ()内は短時間勤務職員で外書き

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
行 政 職	主 事 技 師	主 事 技 師	主 査 主 任	主 査 主 任	主 幹	副 課 長 主 幹	本 庁 の 課 長	本 庁 の 副 部 長	本 庁 の 部 局 長	本 庁 の 部 長

工 昇 給

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種					
			行 政 職	公 安 職	教 育 職 (1)	教 育 職 (2)	技 能 職	
本 年 度	職 員 数 (A) (人)		58,014	8,469	11,287	10,271	27,478	509
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)		53,340	7,229	9,625	9,793	26,210	483
	号給数別内訳	2 号 給 (人)	7,704	414	523	1,600	4,977	190
		3 号 給 (人)	505	289	215			1
		4 号 給 (人)	37,297	5,518	7,719	6,835	16,963	262
		6 号 給 (人)	6,362	946	717	1,183	3,486	30
		8 号 給 (人)	1,472	62	451	175	784	
	比 率 (B) ／ (A) (%)		91.9	85.4	85.3	95.3	95.4	94.9
前 年 度	職 員 数 (A) (人)		58,040	8,653	11,099	10,217	27,507	564
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)		52,468	7,308	9,441	9,632	25,557	530
	号給数別内訳	2 号 給 (人)	7,284	567	603	1,455	4,467	192
		3 号 給 (人)	675	222	228	68	154	3
		4 号 給 (人)	36,552	5,506	7,112	6,817	16,811	306
		6 号 給 (人)	6,268	957	903	1,104	3,275	29
		8 号 給 (人)	1,689	56	595	188	850	
	比 率 (B) ／ (A) (%)		90.4	84.5	85.1	94.3	92.9	94.0

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月 分)	職 制 上 の 段 階 、 職 務 の 級 等 による 加 算 措 置	備 考
	6 月 (月 分)	12 月 (月 分)			
本 年 度	(0.975) 1.9	(1.125) 2.05	(2.1) 3.95	有	
前 年 度	(1.0) 1.95	(1.1) 2.0	(2.1) 3.95	有	
国 の 制 度	(0.975) 1.9	(1.125) 2.05	(2.1) 3.95	有	

※ ()内は再任用職員

カ 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区 分	20 年 勤 続 の 者 (月分)	25 年 勤 続 の 者 (月分)	35 年 勤 続 の 者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等	備 考
支 給 率 等	30.55	41.34	59.28	59.28	定年前早期退職 特例措置	
国 の 制 度 (支 給 率 等)	30.55	41.34	59.28	59.28	定年前早期退職 特例措置	

キ 地域手当

支 給 対 象 地 域 等	埼 玉 県 (全 域)	東京都(特別区)等	医 師 等
支 給 率	7 (%)	10 (%)	15 (%)
支 給 対 象 職 員 数 (平成23年1月1日現在)	60,526 (人)	31 (人)	49 (人)
国の指定基準に基づく 支 給 率	15〔和光市〕、12〔さいたま市等〕、10〔蕨市等〕、6〔川越市等〕、3〔熊谷市等〕 (%)	18〔東京都(特別区)〕、12〔横浜市〕 (%)	15 (%)

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種				
		行 政 職	公 安 職	教 育 職 (1)	教 育 職 (2)	技 能 職
給 料 総 額 に 対 す る 比 率 (%)	1.1	0.5	2.9	0.7	0.8	0.4
支 給 対 象 職 員 の 比 率 (%) (平 成 2 3 年 1 月 1 日 現 在)	46.3	20.3	84.5	41.6	44.3	20.9
代 表 的 な 特 殊 勤 務 手 当 の 名 称	警察業務手当、教員特殊業務手当、税務手当					

ケ その他の手当

区 分	国 の 制 度 と の 異 同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	異 な る	交通機関等利用者等の支給上限額を75,000円としている また、交通用具使用者の支給に係る上限額を片道75キロメートルに 相当する額とし、距離段階区分を1キロメートルごととしている

継 続 費 に 関 す る 調 書

新規設定分

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画						平成21年度 末までの 支 出 額	平成22年度 末までの 支 出 （見込）額	平成23年度 支 出 予 定 額	平成23年度 末までの 支出予定額	平成24年度 以 降 支出予定額	継続費の 総 額 に 対 す る 進 捗 率	
			年度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳										一 般 財 源
					特 定 財 源										
					国庫支出金	地 方 債	そ の 他								
6 農林水 産業費	1 農業費	農 業 大 学 校 移 転 整 備 事 業 費	23	1,223,724		1,223,000		724			1,223,724	1,223,724		(%)	
			24	3,642,490		3,278,000		364,490				3,642,490			
			計	4,866,214		4,501,000		365,214			1,223,724	1,223,724	3,642,490	25.1	
8 土木費	4 都 市 計画費	埼 玉 ス タ ジ ア ム 2 0 0 2 公 園 大 型 映 像 装 置 改 修 事 業 費	23	101,029			75,771	25,258			101,029	101,029		9.6	
			24	271,645			203,733	67,912					271,645		
			25	676,815			507,611	169,204					676,815		
			計	1,049,489			787,115	262,374			101,029	101,029	948,460	9.6	

9 警察費	1 警察管理費	東入間警察署 庁舎建設費	23	172,593		103,000		69,593			172,593	172,593		4.8
			24	228,952	13,583	41,000		174,369					228,952	
			25	1,832,033	410,878	980,000		441,155					1,832,033	
			26	1,348,178	254,676	744,000		349,502					1,348,178	
			計	3,581,756	679,137	1,868,000		1,034,619			172,593	172,593	3,409,163	4.8
10 教育費	1 教育総務費	県立学校 大規模改修費 (平成23年度着工分)	23	92,986		91,000		1,986			92,986	92,986		29.6
			24	221,000		202,000		19,000					221,000	
			計	313,986		293,000		20,986			92,986	92,986	221,000	29.6
		教育関係庁舎 大規模改修費 (平成23年度着工分)	23	105,140		85,000		20,140			105,140	105,140		25.9
			24	300,993		199,000		101,993					300,993	
			計	406,133		284,000		122,133			105,140	105,140	300,993	25.9

款	項	事業名	全 体 計 画						平成21年度 末までの 支 出 額	平成22年度 末までの 支 出 (見込)額	平成23年度 支 出 予 定 額	平成23年度 末までの 支出予定額	平成24年度 以 降 支出予定額	継続費の 総 額 に 対 す る 進 捗 率
			年度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳									
					特 定 財 源			・ 般 財 源						
					国庫支出金	地 方 債	そ の 他							
	5 特 別 支 援 学 校 費	県 東 部 地 域 特 別 支 援 学 校 (仮 称) 校 舎 整 備 費	23	58,736				58,736			58,736	58,736		(%) 2.2
			24	2,623,496	181,999	1,906,000		535,497					2,623,496	
			計	2,682,232	181,999	1,906,000		594,233			58,736	58,736	2,623,496	2.2

既設定分

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画						平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度	平成24年度	継続費の	
			年度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳				未 までの 支 出 額	未 までの 支 出 （見込）額	支 出 予 定 額	未 までの 支出予定額	以 降 支出予定額	総 額 に 対 す る 進 捗 率	
					特 定 財 源			・ 般 財 源							
					国庫支出金	地 方 債	そ の 他								
2 総務費	1 総務管理費	県 有 施 設	22	54,219		11,000		43,219		54,219		54,219		(%)	
		耐震改修事業費	23	769,704		746,000		23,704		769,704	769,704		93.4		
		（平成22年度着工分）	計	823,923		757,000		66,923		54,219	769,704	823,923	100.0		
	3 県民費	県 立 文 化	22	835,452		829,000		6,452		835,452		835,452		34.5	
		施 設 整 備	23	1,588,326		1,583,000		5,326		1,588,326	1,588,326		65.5		
		事 業 費	計	2,423,778		2,412,000		11,778		835,452	1,588,326	2,423,778	100.0		
	4 環境費	彩 の 国 資源循環工場 第Ⅱ期事業費		22	50,000		46,000		4,000		50,000		50,000		0.9
				23	1,797,262		1,711,000		86,262		1,797,262	1,797,262		33.4	
				24	2,009,516		1,913,000		96,516				2,009,516		
				25	1,528,052		1,455,000		73,052				1,528,052		
				計	5,384,830		5,125,000		259,830		50,000	1,797,262	1,847,262	3,537,568	34.3

款	項	事業名	全 体 計 画						平成21年度 末までの 支 出 額	平成22年度 末までの 支 出 （見込）額	平成23年度 支 出 予 定 額	平成23年度 末までの 支出予定額	平成24年度 以 降 支出予定額	継続費の 総 額 に 対 す る 進 捗 率
			年度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳									
					特 定 財 源			一 般 財 源						
					国庫支出金	地 方 債	そ の 他							
7 商工費	1 商 工 業 費	東 部 地 域 振 興 ふ れ あ い 拠 点 施 設 整 備 事 業 費	22	669,866		470,000	194,089	5,777		669,866		669,866		(%) 16.3
			23	3,446,843		2,440,000	785,956	220,887		3,446,843	3,446,843		83.7	
			計	4,116,709		2,910,000	980,045	226,664		669,866	3,446,843	4,116,709		100.0
9 警察費	1 警 察 管 理 費	寄 居 警 察 署 庁 舎 建 設 費	21	276,419	53,014	222,000		1,405	268,858	276,419		276,419		13.3
			22	525,307	88,357	388,000		48,950		525,307		525,307		25.2
			23	1,278,503	212,055	1,000,000		66,448		1,278,503	1,278,503		61.5	
			計	2,080,229	353,426	1,610,000		116,803	268,858	801,726	1,278,503	2,080,229		100.0
10 教育費	1 教 育 総 務 費	県 立 高 等 学 校 防 音 校 舎 空 調 設 備 設 置 費 （ 平 成 2 2 年 度 着 工 分 ）	22	39,482	19,140	20,000		342		39,482		39,482		21.2
			23	147,036	71,339	74,000		1,697		147,036	147,036		78.8	
			計	186,518	90,479	94,000		2,039		39,482	147,036	186,518		100.0

債務負担行為に関する調書

平成23年度に係る分

(単位 千円)

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
地方債証券の共同発行 によって生ずる連帯債 務 (平成23年度発行分)	共同発行団体による 共同発行の総額から 本県の負担額を控除 した額及びこれに対 する利子相当額			平成23年度から 平成33年度まで					
私立学校振興資金融資 貸付金利子補助 (平成23年度融資分)	31,922			平成24年度から 平成38年度まで	31,922				31,922
私立学校振興資金融資 損失補償 (平成23年度融資分)	回収されない元本及 び最終弁済期到来後 3月までの利子の合 計額について、当該 貸付額の100分の 10に相当する額			平成23年度以降	限度額に同 じ。				
環境創造資金利子補給 (平成23年度融資分)	28,501			平成24年度から 平成33年度まで	28,501				28,501

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
青空再生低公害車導入 資金利子補給 (平成23年度融資分)	14,331			平成 24 年 度 から 平成 30 年 度 まで	14,331				14,331
青空再生低公害車導入 資金損失補償 (平成23年度保証分)	県が行う青空再生低 公害車導入資金の融 資額の範囲内で埼玉 県信用保証協会がこ の債務の保証を行っ たことによって生じ た代位弁済額の元金 (責任共有制度要綱 に基づく負担金方式 の場合は、代位弁済 額の元金から金融機 関負担割合相当額を 除いた額)から中小 企業信用保険法第5 条の規定により支払 を受けた保険金の額 (責任共有制度要綱 に基づく負担金方式 の場合は、保険金の 額を部分保証方式に 換算した額)を控除 した額の2分の1に 相当する額			平成 23 年 度 から 平成 33 年 度 まで	限度額に同 じ。				

独立行政法人福祉医療 機構借入金利子補助 (平成23年度融資分)	440,069			平成24年度から 平成43年度まで	440,069				440,069
社会福祉施設経営安定 化融資事業利子補助 (平成23年度融資分)	178			平成24年度	178				178
社会福祉施設経営安定 化融資事業損失補償 (平成23年度融資分)	回収されない元本及 び最終弁済期到来後 3月までの利子の合 計額			平成23年度以降	限度額に同 じ。				
特別養護老人ホーム整 備支援融資事業損失 補償 (平成23年度融資分)	回収されない元本及 び最終弁済期到来後 3月までの利子の合 計額			平成23年度以降	限度額に同 じ。				
無担保無保証人資金損 失補償 (平成11年度保証分・ 平成23年度損失補償 対象期間延長分)	県が行う無担保無保 証人資金の融資額の 範囲内で埼玉県信用 保証協会がこの債務 の保証を行ったこと によって生じた代位 弁済額から中小企業 信用保険法第5条の 規定により支払を受 けた保険金の額を控 除した額に相当する 額			平成23年度から 平成31年度まで	限度額に同 じ。				

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
小規模事業資金損失補償 (平成23年度保証分)	県が行う小規模事業資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の4に相当する額			平成23年度から平成41年度まで	限度額に同じ。				
起業家育成資金損失補償 (平成23年度保証分)	県が行う起業家育成資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定に			平成23年度から平成41年度まで	限度額に同じ。				

	より支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の4分の3に相当する額。ただし、創業関連保証(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第33条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものに限る。)又は創業等関連保証を利用し債務の保証を行った場合は、保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額								
経営安定資金損失補償 (平成23年度保証分)	県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付(指定企業関連及び金融円滑化関連に係る貸付に限る。)及び知事指定等貸付(指定企業関連に			平成23年度から平成38年度まで	限度額に同じ。				

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
	係る貸付及び金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第4項第8号の規定に係る貸付に限る。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、大臣指定等貸付(指定企業関連及び金融円								

	滑化関連に係る貸付に限る。)にあっては5分の1、知事指定等貸付(指定企業関連に係る貸付に限る。)にあっては2分の1、知事指定等貸付(金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第4項第8号の規定に係る貸付に限る。)にあっては5分の1に相当する額								
経営支援緊急融資損失補償 (平成10年度保証分・平成23年度損失補償対象期間延長分)	県が行う経営支援緊急融資の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に相当する額			平成23年度から平成31年度まで	限度額に同じ。				
企業パワーアップ資金損失補償 (平成23年度保証分)	県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債			平成23年度から平成41年度まで	限度額に同じ。				

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
	務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の19、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の25、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第								

	2条第4項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあっては10分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあっては32分の25に相当する額								
事業資金損失補償 (平成23年度保証分)	県が行う事業資金のうち一般貸付(予約貸付枠に限る。)及び中小企業応援貸付(借換えを含む。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険			平成23年度から平成38年度まで	限度額に同じ。				

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
	金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、一般貸付(予約貸付枠に限る。)にあっては4分の1、中小企業応援貸付にあっては普通保険を利用し債務の保証を行った場合は12分の7、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の17に相当する額								
借換資金損失補償 (平成23年度保証分)	県が行う借換資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第			平成23年度から平成41年度まで	限度額に同じ。				

	5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の5、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は16分の5、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第4項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあっては5分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあっては16分の5に相当する額								
要件緩和型経営安定資金損失補償 (平成23年度保証分)	県が行う要件緩和型経営安定資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの			平成23年度から平成38年度まで	限度額に同じ。				

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
	債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の2分の1に相当する額								
中小企業者制度融資貸付事業利子補助 (平成23年度融資分)	3,767,005			平成24年度から 平成38年度まで	3,767,005				3,767,005
勤労者支援資金損失補償 (平成23年度保証分)	県が行う勤労者支援資金の融資額の範囲内で日本労働者信用基金協会がこの債務			平成23年度から 平成31年度まで	限度額に同じ。				

	の保証を行ったこと によって生じた代位 弁済額のうち、応急 資金のうち貸金遅払 いによって必要となった 資金及び失業資金の 元金に相当する額の 100分の50の額								
圏央鶴ヶ島インター チェンジ周辺地域整備 基本構想の環境影響評 価実施業務	17,010			平成24年度	17,010				17,010
農地保有合理化事業資 金損失補償 (平成23年度融資分)	埼玉県農林公社が農 地保有合理化事業の ため借り入れた資金 のうち回収されない 元本及び利子につい て、最終弁済期到来 後3月を経過しても 償還できない額			平成23年度から 平成34年度まで	限度額に同 じ。				
農業近代化資金等利子 補助 (平成23年度融資分)	167,928			平成24年度から 平成44年度まで	167,928				167,928
農業災害復旧経営資金 利子補助 (平成23年度融資分)	3,948			平成24年度から 平成30年度まで	3,948				3,948

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
農業災害復旧経営資金 損失補償 (平成23年度融資分)	農業協同組合等が融資した農業災害資金のうち回収されない元本及び利子について、市町村が損失補償した場合の当該補償に要した経費の2分の1に相当する額。ただし、当該経費が融資額の100分の50に相当する額を超えるときは、当該融資額の4分の1に相当する額			平成23年度から平成30年度まで	限度額に同じ。				
経営体育成総合融資制度利子補助 (平成23年度融資分)	13,374			平成24年度から平成29年度まで	13,374				13,374
卸売市場施設整備資金利子補助 (平成23年度融資分)	1,125			平成24年度から平成30年度まで	1,125				1,125
埼玉県農林公社造林資金等損失補償 (平成23年度借入分)	埼玉県農林公社がその業務を行うため日本政策金融公庫から借り入れた造林資金及び森林整備活性化			平成23年度から平成74年度まで	限度額に同じ。				

	資金のうち最終償還 期限到来後10月を 経過しても弁済でき ない元利金合計額(延 滞損害金を含む。))及び損失確定日の 翌日から補償履行の 日まで年11パーセ ントの割合による利 息に相当する額								
農業集落排水整備推進 交付金 (平成23年度施行分)	47,715			平成24年度から 平成28年度まで	47,715				47,715
埼玉県土地開発公社 公共用地先行取得費等 償還金 (平成23年度取得分)	1,589,609			平成24年度から 平成33年度まで	1,589,609				1,589,609
埼玉県土地開発公社借 入金債務保証 (平成23年度借入分)	埼玉県土地開発公社 がその業務を行うた め借り入れた資金の うちその元本及び利 子について、最終弁 済期到来後3月を経 過しても償還できな い額。ただし、借入 先金融機関に預金保 険法及び農水産業協 同組合貯金保険法に 定める保険事故が生			平成23年度以降	限度額に同 じ。				

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
	じた場合は、弁済期 到来後の償還できない額								
埼玉県道路公社借入金 債務保証 (平成23年度借入分)	埼玉県道路公社がその業務を行うため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額			平成23年度以降	限度額に同じ。				
道路改築事業	600,000			平成24年度	600,000	330,000	243,000		27,000
社会資本整備総合交付金(改築)事業	2,000,000			平成24年度から平成26年度まで	2,000,000	957,500	802,000	諸収入 150,000	90,500
社会資本整備総合交付金(橋りょう整備)事業	2,200,000			平成24年度から平成25年度まで	2,200,000	550,000	405,000	諸収入 1,200,000	45,000

警察共済組合不動産投資施設特約譲渡事業償還金 (平成23年度建設分)	316,829			平成24年度から 平成47年度まで	316,829				316,829
放置車両確認事務	512,245			平成24年度	512,245				512,245

過年度に係る分

(単 位 千 円)

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
地方債証券の共同発行 によって生ずる連帯債 務 (平成15年度発行分)	共同発行団体による 共同発行の総額から 本県の負担額を控除 した額及びこれに対 する利子相当額			平成23年度から 平成25年度まで					
同 上 (平成16年度発行分)	同 上			平成23年度から 平成26年度まで					
同 上 (平成17年度発行分)	同 上			平成23年度から 平成27年度まで					
同 上 (平成18年度発行分)	同 上			平成23年度から 平成28年度まで					
同 上 (平成19年度発行分)	同 上			平成23年度から 平成29年度まで					
同 上 (平成20年度発行分)	同 上			平成23年度から 平成30年度まで					
同 上 (平成21年度発行分)	同 上			平成23年度から 平成31年度まで					
同 上 (平成22年度発行分)	同 上			平成23年度から 平成32年度まで					

東武鉄道伊勢崎線大改良工事費利子補助 (東武鉄道伊勢崎線竹ノ塚・北越谷間複々線線増工事)	日本鉄道建設公団が、東武鉄道伊勢崎線竹ノ塚・北越谷間のうち、埼玉県区域内において実施した大改良工事(複々線線増工事)に係る鉄道施設を、東武鉄道株式会社が、日本鉄道建設公団法第23条第1項の規定により、同公団から25年間の年賦で譲渡を受けるに当たっての当該譲渡価格中、同公団が発行した債券(借り換え発行した債券を含む。)及び同公団が借り入れた借入金(借り換えた借入金を含む。)の利率と国が定める基準金利との差に相当する率により計算した利子相当分のうち、県が負担する額	昭和62年度から平成22年度まで	1,142,115	東武鉄道株式会社が、日本鉄道建設公団に対して、譲渡代金を支払う期間	限度額に同じ。				
東武鉄道東上線大改良工事費利子補助 (東武鉄道東上線と光市・志木間複々線線増工事)	日本鉄道建設公団が、東武鉄道東上線と光市・志木間において実施した大改良工事(複々線線増工事)	昭和60年度から平成22年度まで	1,889,002	東武鉄道株式会社が、日本鉄道建設公団に対して、譲渡代金を支払う期間	限度額に同じ。				

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
	に係る鉄道施設を、東武鉄道株式会社が、日本鉄道建設公団法第23条第1項の規定により、同公団から25年間の年賦で譲渡を受けるに当たっての当該譲渡価格中、同公団が発行した債券（借り換え発行した債券を含む。）及び同公団が借り入れた借入金（借り換えた借入金を含む。）の利率と国が定める基準金利との差に相当する率により計算した利子相当分のうち、県が負担する額								
埼玉高速鉄道建設利子補助 (埼玉高速鉄道線鳩ヶ谷・浦和美園間建設工事)	日本鉄道建設公団が、埼玉高速鉄道線鳩ヶ谷・浦和美園間において実施した建設工事に係る鉄道施設を、埼玉高速鉄道株			埼玉高速鉄道株式会社が、日本鉄道建設公団に対して譲渡代金を支払う期間	限度額に同じ。				

	式会社が、日本鉄道建設公団法第23条第1項の規定により同公団から25年間の年賦で譲渡を受けるに当たっての当該譲渡価格中、同公団が発行した債券（借り換え発行した債券を含む。）及び同公団が借り入れた借入金（借り換えた借入金を含む。）の利率と国が定める基準金利との差に相当する率により計算した利子相当分のうち、県が負担する額								
東武鉄道東上線複線建設費利子補助 （東武東上線森林公園・小川町間複線建設工事）	日本鉄道建設公団が、東武東上線森林公園・小川町間において実施した建設工事に係る鉄道施設を、東武鉄道株式会社が、日本鉄道建設公団法第23条第1項の			東武鉄道株式会社が、日本鉄道建設公団に対して譲渡代金を支払う期間	限度額に同じ。				

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
	規定により同公団から25年間の年賦で譲渡を受けるに当たっての当該譲渡価格中、同公団が発行した債券（借り換え発行した債券を含む。）及び同公団が借り入れた借入金（借り換えた借入金を含む。）の利率と国が定める基準金利との差に相当する率により計算した利子相当分のうち、県が負担する額								
埼玉高速鉄道株式会社 借入金損失補償 （平成10年度借入分）	埼玉高速鉄道株式会社が埼玉高速鉄道線の建設のため借り入れた資金のうち回収されない元本及び利子（遅延利子を含む。）について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額			平成23年度以降	限度額に同じ。				

同 上 (平成11年度借入分)	同 上			同 上	同 上				
同 上 (平成12年度借入分)	同 上			同 上	同 上				
埼玉高速鉄道株式会社 借入金損失補償 (平成13年度借入分)	埼玉高速鉄道株式会 社が日本鉄道建設公 団から譲渡された区 間のうち日本鉄道建 設公団への償還に当 たり借り入れた資金 のうち回収されない 元本及び利子(遅延 利子を含む。)につ いて、最終弁済期到 来後3月を経過して も償還できない額			平成23年度以降	限度額に同 じ。				
同 上 (平成14年度借入分)	同 上			同 上	同 上				
同 上 (平成15年度借入分)	同 上			同 上	同 上				
埼玉高速鉄道株式会社 借入金損失補償 (平成16年度借入分)	埼玉高速鉄道株式会 社が独立行政法人鉄 道建設・運輸施設整			平成23年度以降	限度額に同 じ。				

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
	備支援機構から譲渡された区間のうち独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構への償還に当たり借り入れた資金のうち回収されない元本及び利子（遅延利子を含む。）について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額								
埼玉高速鉄道株式会社 借入金損失補償 （平成17年度借入分）	同 上			平成23年度以降	限度額に同じ。				
同 上 （平成18年度借入分）	同 上			同 上	同 上				
同 上 （平成19年度借入分）	同 上			同 上	同 上				
同 上 （平成20年度借入分）	同 上			同 上	同 上				
同 上 （平成21年度借入分）	同 上			同 上	同 上				

地方職員共済住宅特約 貸借事業償還金 (平成9年度建設北浦和 第3(仮称)職員住宅・ 別所第3職員住宅分)	1,536,805	平成11年度から 平成22年度まで	978,168	平成23年度から 平成26年度まで	558,637				558,637
私立学校振興資金融資 貸付金利子補助 (平成13年度以前融資 分)	60,150	平成15年度から 平成22年度まで	44,126	平成23年度から 平成25年度まで	16,024				16,024
同 上 (平成14年度融資分)	198,990	平成15年度から 平成22年度まで	7,716	平成23年度から 平成29年度まで	191,274				191,274
同 上 (平成16年度融資分)	75,060	平成17年度から 平成22年度まで	972	平成23年度から 平成31年度まで	74,088				74,088
同 上 (平成17年度融資分)	10,830	平成18年度から 平成22年度まで	1,858	平成23年度から 平成32年度まで	8,972				8,972
同 上 (平成18年度融資分)	45,360	平成19年度から 平成22年度まで	3,821	平成23年度から 平成28年度まで	41,539				41,539
同 上 (平成19年度融資分)	33,016	平成20年度から 平成22年度まで	3,865	平成23年度から 平成29年度まで	29,151				29,151

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
私立学校振興資金融資 貸付金利息補助 (平成20年度融資分)	33,814	平成21年度から 平成22年度まで	2,141	平成23年度から 平成35年度まで	31,673				31,673
同 上 (平成21年度融資分)	34,777	平成22年度	528	平成23年度から 平成36年度まで	34,249				34,249
同 上 (平成22年度融資分)	37,778			平成23年度から 平成37年度まで	37,778				37,778
私立学校振興資金融資 損失補償 (平成8年度融資分)	回収されない元本及 び最終弁済期到来後 3月までの利息の合 計額について、当該 貸付額の100分の 10に相当する額			平成23年度以降	限度額に同 じ。				
同 上 (平成10年度融資分)	同 上			同 上	同 上				
同 上 (平成12年度融資分)	同 上			同 上	同 上				
同 上 (平成13年度融資分)	同 上			同 上	同 上				
同 上 (平成14年度融資分)	同 上			同 上	同 上				

同 上 (平成16年度融資分)	同 上			同 上	同 上				
同 上 (平成17年度融資分)	同 上			同 上	同 上				
同 上 (平成18年度融資分)	同 上			同 上	同 上				
同 上 (平成19年度融資分)	同 上			同 上	同 上				
同 上 (平成20年度融資分)	同 上			同 上	同 上				
同 上 (平成21年度融資分)	同 上			同 上	同 上				
同 上 (平成22年度融資分)	同 上			同 上	同 上				
総合リハビリテーショ ンセンター設備の省エ ネルギー化改修及び維 持管理業務	423,585	平成16年度から 平成22年度まで	194,775	平成23年度から 平成30年度まで	228,810				228,810
浦和地方庁舎設備の省 エネルギー化改修及び 維持管理業務	303,684	平成17年度から 平成22年度まで	154,665	平成23年度から 平成28年度まで	149,019				149,019
県民活動総合センター 設備の省エネルギー化 改修及び維持管理業務	491,790	平成20年度から 平成22年度まで	118,575	平成23年度から 平成34年度まで	373,215				373,215
環境科学国際センター 設備の省エネルギー化 改修及び維持管理業務	383,796	平成21年度から 平成22年度まで	58,536	平成23年度から 平成34年度まで	325,260				325,260

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
障害者交流センター設備の省エネルギー化改修及び維持管理業務	498,400	平成21年度から平成22年度まで	88,830	平成23年度から平成34年度まで	409,570				409,570
本庁舎設備の省エネルギー化改修及び維持管理業務	498,870			平成23年度から平成27年度まで	498,870				498,870
嵐山郷設備の省エネルギー化改修及び維持管理業務	325,770			平成23年度から平成37年度まで	325,770				325,770
飯能合同庁舎等エコオフィス化改修及び維持管理業務	189,203	平成21年度から平成22年度まで	61,868	平成23年度から平成27年度まで	127,335				127,335
熊谷地方庁舎等エコオフィス化改修及び維持管理業務	114,870	平成22年度	14,453	平成23年度から平成28年度まで	100,417				100,417
朝霞地方庁舎等エコオフィス化改修及び維持管理業務	98,798			平成23年度から平成29年度まで	98,798				98,798
彩の国環境創造資金利子補助 (平成16年度融資分)	9,832	平成17年度から平成22年度まで	1,240	平成23年度から平成27年度まで	8,592				8,592
同 上 (平成17年度融資分)	8,628	平成18年度から平成22年度まで	420	平成23年度から平成28年度まで	8,208				8,208

彩の国環境創造資金利子補給 (平成14年度融資分)	129,996	平成15年度から 平成22年度まで	39,719	平成23年度から 平成24年度まで	90,277				90,277
同 上 (平成15年度融資分)	126,389	平成16年度から 平成22年度まで	15,514	平成23年度から 平成25年度まで	110,875				110,875
同 上 (平成16年度融資分)	116,875	平成17年度から 平成22年度まで	29,007	平成23年度から 平成26年度まで	87,868				87,868
同 上 (平成17年度融資分)	93,751	平成18年度から 平成22年度まで	21,446	平成23年度から 平成27年度まで	72,305				72,305
環境創造資金利子補給 (平成18年度融資分)	80,751	平成19年度から 平成22年度まで	20,094	平成23年度から 平成28年度まで	60,657				60,657
同 上 (平成19年度融資分)	57,001	平成20年度から 平成22年度まで	11,609	平成23年度から 平成29年度まで	45,392				45,392
同 上 (平成20年度融資分)	52,002	平成21年度から 平成22年度まで	4,722	平成23年度から 平成30年度まで	47,280				47,280
同 上 (平成21年度融資分)	52,002	平成22年度	1,207	平成23年度から 平成31年度まで	50,795				50,795
同 上 (平成22年度融資分)	52,002			平成23年度から 平成32年度まで	52,002				52,002
青空再生低公害車導入 資金利子補助 (平成16年度融資分)	180,000	平成17年度から 平成22年度まで	28,808	平成23年度から 平成24年度まで	151,192				151,192

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
青空再生低公害車導入 資金利子補助 (平成17年度融資分)	180,366	平成18年度から 平成22年度まで	34,415	平成23年度から 平成25年度まで	145,951				145,951
同 上 (平成18年度融資分)	126,363	平成19年度から 平成22年度まで	73,024	平成23年度から 平成26年度まで	53,339				53,339
同 上 (平成19年度融資分)	76,143	平成20年度から 平成22年度まで	44,093	平成23年度から 平成27年度まで	32,050				32,050
同 上 (平成20年度融資分)	11,343	平成21年度から 平成22年度まで	2,544	平成23年度から 平成28年度まで	8,799				8,799
青空再生低公害車導入 資金利子補給 (平成17年度融資分)	260,526	平成18年度から 平成22年度まで	52,128	平成23年度から 平成24年度まで	208,398				208,398
同 上 (平成18年度融資分)	241,494	平成19年度から 平成22年度まで	134,196	平成23年度から 平成25年度まで	107,298				107,298
同 上 (平成19年度融資分)	145,520	平成20年度から 平成22年度まで	82,847	平成23年度から 平成26年度まで	62,673				62,673
同 上 (平成20年度融資分)	187,060	平成21年度から 平成22年度まで	15,499	平成23年度から 平成27年度まで	171,561				171,561

同 上 (平成21年度融資分)	157,609	平 成 22 年 度	2,143	平成23年度から 平成28年度まで	155,466				155,466
同 上 (平成22年度融資分)	65,596			平成23年度から 平成29年度まで	65,596				65,596
青空再生低公害車導入 資金損失補償 (平成15年度保証分)	県が行う青空再生低 公害車導入資金のう ち一般融資の融資額 の範囲内で埼玉県信 用保証協会がこの債 務の保証を行ったこ とによって生じた代 位弁済額の元金から 中小企業信用保険法 第5条の規定により 支払を受けた保険金 の額を控除した額の 2分の1に相当する 額			平成23年度から 平成30年度まで	限度額に同 じ。				
青空再生低公害車導入 資金損失補償 (平成15年度保証分)	県が行う青空再生低 公害車導入資金のう ち無担保無保証人融 資の融資額の範囲内 で埼玉県信用保証協 会がこの債務の保証			平成23年度から 平成30年度まで	限度額に同 じ。				

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
	を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に相当する額								
青空再生低公害車導入資金損失補償 (平成16年度保証分)	県が行う青空再生低公害車導入資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の2分の1に相当する額			平成23年度から平成26年度まで	限度額に同じ。				
同 上 (平成17年度保証分)	同 上			平成23年度から平成27年度まで	同 上				

同 上 (平成18年度保証分)	同 上			平成23年度から 平成28年度まで	同 上				
青空再生低公害車導入 資金損失補償 (平成19年度保証分)	県が行う青空再生低 公害車導入資金の融 資額の範囲内で埼玉 県信用保証協会がこ の債務の保証を行っ たことによって生じ た代位弁済額の元金 (責任共有制度要綱 に基づく負担金方式 の場合は、代位弁済 額の元金から金融機 関負担割合相当額を 除いた額)から中小 企業信用保険法第5 条の規定により支払 を受けた保険金の額 (責任共有制度要綱 に基づく負担金方式 の場合は、保険金の 額を部分保証方式に 換算した額)を控除 した額の2分の1に 相当する額			平成23年度から 平成29年度まで	限度額に同 じ。				

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
青空再生低公害車導入 資金損失補償 (平成20年度保証分)	県が行う青空再生低 公害車導入資金の融 資額の範囲内で埼玉 県信用保証協会がこ の債務の保証を行っ たことによって生じ た代位弁済額の元金 (責任共有制度要綱 に基づく負担金方式 の場合は、代位弁済 額の元金から金融機 関負担割合相当額を 除いた額)から中小 企業信用保険法第5 条の規定により支払 を受けた保険金の額 (責任共有制度要綱 に基づく負担金方式 の場合は、保険金の 額を部分保証方式に 換算した額)を控除 した額の2分の1に 相当する額			平成23年度から 平成30年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (平成21年度保証分)	同 上			平成23年度から 平成31年度まで	同 上				

同 上 (平成22年度保証分)	同 上			平成23年度から 平成32年度まで	同 上				
公共関与による資源循環モデル事業の施設整備及び維持管理業務	4,947,000	平成17年度から 平成22年度まで	1,137,545	平成23年度から 平成41年度まで	3,809,455			財産収入 2,941,020	868,435
山西省友好記念館管理 運営業務	51,735	平成20年度から 平成22年度まで	31,235	平成23年度から 平成24年度まで	20,500				20,500
長■総合射撃場管理運営業務	16,800	平成22年度	5,600	平成23年度から 平成24年度まで	11,200				11,200
社会福祉・医療事業団 借入金利子補助 (平成4年度以前融資分)	3,090,782	平成5年度から 平成22年度まで	2,376,185	平成23年度から 平成24年度まで	714,597				714,597
同 上 (平成5年度融資分)	1,765,426	平成6年度から 平成22年度まで	591,610	平成23年度から 平成25年度まで	1,173,816				1,173,816
同 上 (平成6年度融資分)	2,501,271	平成7年度から 平成22年度まで	832,649	平成23年度から 平成26年度まで	1,668,622				1,668,622
同 上 (平成7年度融資分)	3,584,696	平成8年度から 平成22年度まで	2,074,534	平成23年度から 平成27年度まで	1,510,162				1,510,162
同 上 (平成8年度融資分)	3,899,903	平成9年度から 平成22年度まで	813,088	平成23年度から 平成28年度まで	3,086,815				3,086,815

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
社会福祉・医療事業団 借入金利子補助 (平成9年度融資分)	4,344,092	平成10年度から 平成22年度まで	790,422	平成23年度から 平成29年度まで	3,553,670				3,553,670
同 上 (平成10年度融資分)	984,642	平成11年度から 平成22年度まで	246,617	平成23年度から 平成30年度まで	738,025				738,025
同 上 (平成11年度融資分)	910,546	平成12年度から 平成22年度まで	247,979	平成23年度から 平成31年度まで	662,567				662,567
同 上 (平成12年度融資分)	529,652	平成13年度から 平成22年度まで	45,296	平成23年度から 平成32年度まで	484,356				484,356
同 上 (平成13年度融資分)	84,015	平成14年度から 平成22年度まで	7,698	平成23年度から 平成33年度まで	76,317				76,317
同 上 (平成14年度融資分)	88,667	平成15年度から 平成22年度まで	10,098	平成23年度から 平成34年度まで	78,569				78,569
同 上 (平成15年度融資分)	236,911	平成17年度から 平成22年度まで	8,291	平成23年度から 平成35年度まで	228,620				228,620
独立行政法人福祉医療 機構借入金利子補助 (平成16年度融資分)	136,558	平成18年度から 平成22年度まで	16,997	平成23年度から 平成36年度まで	119,561				119,561

同 上 (平成17年度融資分)	101,087	平成19年度から 平成22年度まで	20,365	平成23年度から 平成37年度まで	80,722				80,722
同 上 (平成18年度融資分)	85,122	平成20年度から 平成22年度まで	18,281	平成23年度から 平成38年度まで	66,841				66,841
同 上 (平成19年度融資分)	83,923	平成21年度から 平成22年度まで	6,984	平成23年度から 平成39年度まで	76,939				76,939
同 上 (平成20年度融資分)	116,074	平成21年度から 平成22年度まで	2,613	平成23年度から 平成40年度まで	113,461				113,461
同 上 (平成21年度融資分)	236,024	平成22年度	704	平成23年度から 平成41年度まで	235,320				235,320
同 上 (平成22年度融資分)	344,211			平成23年度から 平成42年度まで	344,211				344,211
老人保健施設整備利子 補助 (平成4年度以前融資分)	772,005	平成5年度から 平成22年度まで	685,856	平成23年度から 平成29年度まで	86,149				86,149
同 上 (平成5年度融資分)	585,013	平成6年度から 平成22年度まで	296,152	平成23年度から 平成30年度まで	288,861				288,861
同 上 (平成6年度融資分)	1,345,804	平成7年度から 平成22年度まで	669,106	平成23年度から 平成31年度まで	676,698				676,698
同 上 (平成7年度融資分)	2,812,155	平成8年度から 平成22年度まで	1,895,390	平成23年度から 平成32年度まで	916,765				916,765

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
老人保健施設整備利子補助 (平成8年度融資分)	5,125,104	平成9年度から 平成22年度まで	2,682,347	平成23年度から 平成33年度まで	2,442,757				2,442,757
同 上 (平成9年度融資分)	4,266,420	平成10年度から 平成22年度まで	1,181,157	平成23年度から 平成34年度まで	3,085,263				3,085,263
同 上 (平成10年度融資分)	1,078,175	平成11年度から 平成22年度まで	355,725	平成23年度から 平成35年度まで	722,450				722,450
同 上 (平成11年度融資分)	862,540	平成12年度から 平成22年度まで	250,441	平成23年度から 平成36年度まで	612,099				612,099
介護老人保健施設整備 利子補助 (平成12年度融資分)	762,228	平成13年度から 平成22年度まで	230,216	平成23年度から 平成37年度まで	532,012				532,012
同 上 (平成13年度融資分)	762,228	平成14年度から 平成22年度まで	183,742	平成23年度から 平成38年度まで	578,486				578,486
同 上 (平成14年度融資分)	527,898	平成15年度から 平成22年度まで	95,169	平成23年度から 平成39年度まで	432,729				432,729
同 上 (平成15年度融資分)	408,952	平成16年度から 平成22年度まで	146,690	平成23年度から 平成40年度まで	262,262				262,262
民間社会福祉施設整備 促進事業償還金補助 (平成14年度融資分)	3,044,208	平成15年度から 平成22年度まで	2,460,640	平成23年度から 平成24年度まで	583,568				583,568

同 上 (平成15年度融資分)	1,255,394	平成16年度から 平成22年度まで	849,614	平成23年度から 平成25年度まで	405,780				405,780
同 上 (平成16年度融資分)	500,813	平成17年度から 平成22年度まで	213,624	平成23年度から 平成26年度まで	287,189				287,189
同 上 (平成17年度融資分)	506,450	平成18年度から 平成22年度まで	140,915	平成23年度から 平成27年度まで	365,535				365,535
同 上 (平成18年度融資分)	126,024	平成19年度から 平成22年度まで	110,929	平成23年度から 平成28年度まで	15,095				15,095
同 上 (平成19年度融資分)	239,079	平成20年度から 平成22年度まで	72,443	平成23年度から 平成29年度まで	166,636				166,636
同 上 (平成20年度融資分)	66,488	平成21年度から 平成22年度まで	11,349	平成23年度から 平成30年度まで	55,139				55,139
民間社会福祉施設整備 促進事業損失補償 (平成13年度融資分)	回収されない元本及 び最終弁済期到来後 3月までの利子の合 計額			平成23年度以降	限度額に同 じ。				
同 上 (平成14年度融資分)	同 上			同 上	同 上				
同 上 (平成15年度融資分)	同 上			同 上	同 上				
同 上 (平成16年度融資分)	同 上			同 上	同 上				
同 上 (平成17年度融資分)	同 上			同 上	同 上				

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
民間社会福祉施設整備 促進事業損失補償 (平成18年度融資分)	回収されない元本及 び最終弁済期到来後 3月までの利子の合 計額			平成23年度以降	限度額に同 じ。				
同 上 (平成19年度融資分)	同 上			同 上	同 上				
同 上 (平成20年度融資分)	同 上			同 上	同 上				
彩の国福祉のまちづく り資金利子補助 (平成14年度融資分)	40,040	平成15年度から 平成22年度まで	5,446	平成23年度から 平成24年度まで	34,594				34,594
同 上 (平成18年度融資分)	16,284	平成19年度から 平成22年度まで	353	平成23年度から 平成28年度まで	15,931				15,931
同 上 (平成22年度融資分)	2,701			平成23年度から 平成32年度まで	2,701				2,701
社会福祉施設経営安定 化融資事業損失補償 (平成22年度融資分)	回収されない元本及 び最終弁済期到来後 3月までの利子の合 計額			平成23年度以降	限度額に同 じ。				

介護サービス振興支援 融資損失補償 (平成12年度保証分)	県が行う介護福祉サ ービス振興支援融資 の融資額の範囲内で 埼玉県信用保証協会 がこの債務の保証を 行ったことによって 生じた代位弁済額の 元金から中小企業信 用保険法第5条の規 定により支払を受け た保険金の額を控除 した額に相当する額			平成23年度から 平成24年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (平成13年度保証分)	同 上			平成23年度から 平成25年度まで	同 上				
同 上 (平成14年度保証分)	同 上			平成23年度から 平成26年度まで	同 上				
同 上 (平成15年度保証分)	同 上			平成23年度から 平成27年度まで	同 上				
特別養護老人ホーム整 備支援融資事業損失補 償 (平成16年度融資分)	回収されない元本及 び最終弁済期到来後 3月までの利子の合 計額			平成23年度以降	限度額に同 じ。				
同 上 (平成17年度融資分)	同 上			同 上	同 上				

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
特別養護老人ホーム整備支援融資事業損失補償 (平成18年度融資分)	回収されない元本及び最終弁済期到来後3月までの利子の合計額			平成23年度以降	限度額に同じ。				
同 上 (平成19年度融資分)	同 上			同 上	同 上				
同 上 (平成20年度融資分)	同 上			同 上	同 上				
同 上 (平成21年度融資分)	同 上			同 上	同 上				
同 上 (平成22年度融資分)	同 上			同 上	同 上				
埼玉県赤十字血液センター建設資金損失補償 (平成4年度融資分)	日本赤十字社が埼玉県赤十字血液センター建設のため借り入れた資金のうち回収されない元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額の2分の1に相当する額			平成23年度以降	限度額に同じ。				
同 上 (平成5年度融資分)	同 上			同 上	同 上				

山間山添い地域水道 水源開発施設整備費 償還金補助 (平成7年度借入分)	市町村(一部事務組 合を含む。)が水道 水源開発を実施する 場合において、国庫 補助の対象となった 水道水源開発施設の 建設費の企業債に係 る元利償還金(水資 源開発公団への割賦 金を含む。)の3分 の2に相当する額	平成8年度から 平成22年度まで	21,695	平成23年度以降	限度額に同 じ。				
同 上 (平成8年度借入分)	同 上	平成9年度から 平成22年度まで	103,960	同 上	同 上				
同 上 (平成9年度借入分)	同 上	平成10年度から 平成22年度まで	10,127	同 上	同 上				
同 上 (平成10年度借入分)	同 上	平成11年度から 平成22年度まで	1,205	同 上	同 上				
山間山添い地域水道 水源開発施設整備費 償還金補助 (平成11年度借入分)	市町村(一部事務組 合を含む。)が水道 水源開発を実施する 場合において、国庫 補助の対象となった 水道水源開発施設の 建設費の企業債に係 る元利償還金(水資 源開発公団への割賦 金を含む。)の3分 の1に相当する額	平成11年度から 平成22年度まで	929,559	平成23年度以降	限度額に同 じ。				

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
山間山添い地域水道 水源開発施設整備費 償還金補助 (平成15年度借入分)	市町村（一部事務組合を含む。）が水道 水源開発を実施する 場合において、国庫 補助の対象となった 水道水源開発施設の 建設費の企業債に係 る元利償還金（水資 源開発公団への割賦 金を含む。）の2分 の1に相当する額	平成16年度から 平成22年度まで	20,609	平成23年度以降	限度額に同 じ。				
山間山添い地域水道 水源開発施設整備費 償還金補助 (平成19年度借換分)	156,274	平成20年度から 平成22年度まで	94,817	平成23年度から 平成26年度まで	61,457				61,457
同 上 (平成20年度借換分)	24,541	平成21年度から 平成22年度まで	6,398	平成23年度から 平成27年度まで	18,143				18,143
埼玉県火災共済協同組 合共済金支払資金貸付 金	400,000			平成23年度から 平成24年度まで	400,000				400,000

さいたま新産業拠点 (SKIPシティ)A街区 における県映像関連 施設及び工業技術セン ター等の維持管理業務	平成14年度から平 成44年度までの 31年間、当該施設の 維持管理業務委託に 要する経費	平成14年度から 平成22年度まで	3,046,886	平成23年度から 平成44年度まで	限度額に同 じ。				
さいたま新産業拠点 (SKIPシティ)A街区 における県映像関連 施設の運営業務	平成14年度から平 成44年度までの 31年間、当該施設の 運営業務委託に要す る経費	平成14年度から 平成22年度まで	4,308,991	平成23年度から 平成44年度まで	限度額に同 じ。				
さいたま新産業拠点 (SKIPシティ)A街区 における民間企業入居 施設の買取り	平成45年度以降、 当該施設の買取りに 要する経費			平成45年度以降	限度額に同 じ。				
無担保無保証人資金 損失補償 (平成8年度保証分・ 平成14年度損失補償 対象期間延長分)	県が行う無担保無保 証人資金の融資額の 範囲内で埼玉県信用 保証協会がこの債務 の保証を行ったこと によって生じた代位 弁済額から中小企業 信用保険法第5条の 規定により支払を受 けた保険金の額を控 除した額に相当する 額	平成19年度から 平成22年度まで	946	平成23年度	限度額に同 じ。				

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
無担保無保証人資金 損失補償 (平成9年度保証分・ 平成14年度損失補償 対象期間延長分)	県が行う無担保無保証人資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったこと によって生じた代位 弁済額から中小企業 信用保険法第5条の 規定により支払を受 けた保険金の額を控 除した額に相当する 額	平成20年度から 平成22年度まで	6,239	平成23年度から 平成24年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (平成10年度保証分・ 平成14年度損失補償 対象期間延長分)	同 上	平成21年度から 平成22年度まで	6,471	平成23年度から 平成25年度まで	同 上				
同 上 (平成11年度保証分・ 平成14年度損失補償 対象期間延長分)	同 上	平 成 2 2 年 度	9,211	平成23年度から 平成26年度まで	同 上				
同 上 (平成12年度保証分・ 平成14年度損失補償 対象期間延長分)	同 上			平成23年度から 平成27年度まで	同 上				
同 上 (平成13年度保証分)	同 上	平成14年度から 平成22年度まで	730,351	平 成 2 3 年 度	同 上				

同 上 (平成13年度保証分・ 平成14年度損失補償 対象期間延長分)	同 上			平成24年度から 平成28年度まで	同 上				
小規模事業資金損失 補償 (平成14年度保証分)	県が行う小規模事業 資金の融資額の範囲 内で埼玉県信用保証 協会がこの債務の保 証を行ったことによ って生じた代位弁済 額の元金から中小企 業信用保険法第5条 の規定により支払を 受けた保険金の額を 控除した額に相当す る額	平成15年度から 平成22年度まで	642,998	平成23年度から 平成29年度まで	限度額に同 じ。				
小規模事業資金損失 補償 (平成14年度借換分)	県が行う小規模事業 資金の借換えに係る 融資額の範囲内で埼 玉県信用保証協会が この債務の保証を行 ったことによって生 じた代位弁済額の元 金から中小企業信用 保険法第5条の規定 により支払を受けた 保険金の額を控除し た額に相当する額			平成23年度から 平成29年度まで	限度額に同 じ。				
小規模事業資金損失 補償 (平成15年度保証分)	県が行う小規模事業 資金（借換えを含 む。）の融資額の範囲 内で埼玉県信用保証 協会がこの債務の保	平成16年度から 平成22年度まで	470,653	平成23年度から 平成30年度まで	限度額に同 じ。				

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
	証を行ったことによ って生じた代位弁済 額の元金から中小企 業信用保険法第5条 の規定により支払を 受けた保険金の額を 控除した額に相当す る額								
小規模事業資金損失 補償 (平成16年度保証分)	同 上	平成17年度から 平成22年度まで	445,578	平成23年度から 平成34年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (平成17年度保証分)	同 上	平成18年度から 平成22年度まで	410,500	平成23年度から 平成35年度まで	同 上				
同 上 (平成18年度保証分)	同 上	平成19年度から 平成22年度まで	233,866	平成23年度から 平成36年度まで	同 上				
小規模事業資金損失 補償 (平成19年度保証分)	県が行う小規模事業 資金（借換えを含 む。）の融資額の範囲 内で埼玉県信用保証 協会がこの債務の保 証を行ったことによ って生じた代位弁済 額の元金から中小企 業信用保険法第5条 の規定により支払を 受けた保険金の額を 控除した額の5分の 4に相当する額	平成20年度から 平成22年度まで	122,260	平成23年度から 平成37年度まで	限度額に同 じ。				

同 上 (平成20年度保証分)	同 上	平成21年度から 平成22年度まで	34,557	平成23年度から 平成38年度まで	同 上				
同 上 (平成21年度保証分)	同 上	平成22年度	605	平成23年度から 平成39年度まで	同 上				
同 上 (平成22年度保証分)	同 上			平成23年度から 平成40年度まで	同 上				
起業家育成資金損失 補償 (平成8年度保証分・ 平成14年度損失補償 対象期間延長分)	県が行う起業家育成 資金の融資額の範囲 内で埼玉県信用保証 協会がこの債務の保 証を行ったことによ って生じた代位弁済 額から中小企業信用 保険法第5条の規定 により支払を受けた 保険金の額を控除し た額の2分の1に相 当する額。ただし、 中小企業創造活動促 進法に基づく認定を 受けた者に無担保無 保証人(法人の場合 は、代表者を保証人 とする。)で債務の 保証を行った場合は、 保険金の額を控除 した額に相当する額			平成23年度	限度額に同 じ。				
同 上 (平成9年度保証分・ 平成14年度損失補償 対象期間延長分)	同 上	平成22年度	1,690	平成23年度から 平成24年度まで	同 上				
同 上 (平成10年度保証分・ 平成14年度損失補償 対象期間延長分)	同 上			平成23年度から 平成25年度まで	同 上				
同 上 (平成10年度保証分・ 平成22年度損失補償 対象期間延長分)	同 上			平成23年度から 平成30年度まで	同 上				

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
起業家育成資金損失補償 (平成11年度保証分・平成14年度損失補償対象期間延長分)	県が行う起業家育成資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の2分の1に相当する額。ただし、中小企業創造活動促進法に基づく認定を受けた者に無担保無保証人(法人の場合は、代表者を保証人とする。)で債務の保証を行った場合は、保険金の額を控除した額に相当する額			平成23年度から平成26年度まで	限度額に同じ。				
同 上 (平成12年度保証分・平成14年度損失補償対象期間延長分)	同 上			平成23年度から平成27年度まで	同 上				
同 上 (平成13年度保証分)	同 上	平成15年度から平成22年度まで	9,654	平成23年度	同 上				
同 上 (平成13年度保証分・平成14年度損失補償対象期間延長分)	同 上			平成24年度から平成28年度まで	同 上				

起業家育成資金損失 補償 (平成14年度保証分)	県が行う起業家育成 資金の融資額の範囲 内で埼玉県信用保証 協会がこの債務の保 証を行ったことによ って生じた代位弁済 額の元金から中小企 業信用保険法第5条 の規定により支払を 受けた保険金の額を 控除した額の2分の 1に相当する額。た だし、中小企業創造 活動促進法に基づく 認定を受けた者に無 担保無保証人(法人 の場合は、代表者を 連帯保証人とする。) で2千万円までの 債務の保証を行った 場合は、保険金の額 を控除した額に相当 する額	平成16年度から 平成22年度まで	8,848	平成23年度から 平成29年度まで	限度額に同 じ。				
起業家育成資金損失 補償 (平成14年度借換分)	県が行う起業家育成 資金の借換えに係る 融資額の範囲内で埼 玉県信用保証協会が この債務の保証を行 ったことによって生 じた代位弁済額の元 金から中小企業信用			平成23年度から 平成29年度まで	限度額に同 じ。				

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
	保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の2分の1に相当する額								
起業家育成資金損失補償 (平成15年度保証分)	県が行う起業家育成資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の2分の1に相当する額。ただし、中小企業創造活動促進法に基づく認定を受けた者に無担保無保証人（法人の場合は、代表者を連帯保証人とする。）で2千万円までの債務の保証を行った場合は、保険金の額を控除した額に相当する額	平成17年度から平成22年度まで	14,778	平成23年度から平成33年度まで	限度額に同じ。				

起業家育成資金損失補償 (平成16年度保証分)	県が行う起業家育成資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の4分の3に相当する額。ただし、中小企業創造活動促進法に基づく認定を受けた者に無担保無保証人（法人の場合は、代表者を連帯保証人とする。）で2千万円までの債務の保証を行った場合は、保険金の額を控除した額に相当する額とし、新事業創出関連保証を利用し無担保無保証人（法人の場合は、代表者を連帯保証人とする。）で債務の保証を行った場合は、保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額	平成18年度から平成22年度まで	35,633	平成23年度から平成34年度まで	限度額に同じ。				
------------------------------------	--	-------------------------	---------------	-------------------------	----------------	--	--	--	--

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
起業家育成資金損失補償 (平成17年度保証分)	県が行う起業家育成資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の4分の3に相当する額。ただし、中小企業創造活動促進法に基づく認定を受けた者に無担保無保証人（法人の場合は、代表者を連帯保証人とする。）で2千万円までの債務の保証を行った場合は、保険金の額を控除した額に相当する額とし、新事業創出関連保証を利用し無担保無保証人（法人の場合は、代表者を連帯保証人とす	平成18年度から平成22年度まで	33,635	平成23年度から平成35年度まで	限度額に同じ。				

	る。)で債務の保証を行った場合は、保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額								
起業家育成資金損失補償 (平成18年度保証分)	県が行う起業家育成資金(借換えを含む。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の4分の3に相当する額。ただし、中小企業創造活動促進法に基づく認定を受けた者に無担保無保証人(法人の場合は、代表者を連帯保証人とする。)で2千万円までの債務の保証を行った場合は、保険金の額を控除した額に相当する額とし、創業等関連保証を利用し無担保無保証人(法人の場合は、代表者を連帯保証人とする。)	平成19年度から平成22年度まで	60,452	平成23年度から平成36年度まで	限度額に同じ。				

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
	で債務の保証を行った場合は、保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額								
起業家育成資金損失補償 (平成19年度保証分)	県が行う起業家育成資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の4分の3に相当する額。ただし、中小企業創造活動促進法に基	平成20年度から平成22年度まで	37,315	平成23年度から平成37年度まで	限度額に同じ。				

	づく認定を受けた者に無担保無保証人（法人の場合は、代表者を連帯保証人とする。）で2千万円までの債務の保証を行った場合は、保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額に相当する額とし、創業等関連保証を利用し無担保無保証人（法人の場合は、代表者を連帯保証人とする。）で債務の保証を行った場合は、保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額								
起業家育成資金損失補償 （平成20年度保証分）	県が行う起業家育成資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負	平成21年度から平成22年度まで	11,437	平成23年度から平成38年度まで	限度額に同じ。				

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
	担金方式の場合は、 代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の4分の3に相当する額。ただし、中小企業創造活動促進法に基づく認定を受けた者に無担保無保証人（法人の場合は、代表者を連帯保証人とする。）で2千万円までの債務の保証を行った場合は、保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額に相当する額とし、創業関連								

	保証（産業活力再生特別措置法第33条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものに限る。）又は創業等関連保証を利用し債務の保証を行った場合は、保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額								
起業家育成資金損失補償 （平成21年度保証分）	県が行う起業家育成資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、	平成22年度	1,310	平成23年度から平成39年度まで	限度額に同じ。				

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
	保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の4分の3に相当する額。ただし、創業関連保証(産業活力再生特別措置法第33条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものに限る。)又は創業等関連保証を利用し債務の保証を行った場合は、保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額								
起業家育成資金損失補償 (平成22年度保証分)	同 上			平成23年度から 平成40年度まで	限度額に同じ。				
経営安定資金損失補償 (平成8年度保証分・ 平成14年度損失補償 対象期間延長分)	県が行う経営安定資金のうち倒産企業に関連する企業に係る融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行			平成23年度	限度額に同じ。				

	ったことによって生じた代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の大分指定にあつては4分の1、知事指定にあつては2分の1に相当する額								
同 上 (平成9年度保証分・平成14年度損失補償対象期間延長分)	同 上			平成23年度から平成24年度まで	同 上				
同 上 (平成10年度保証分・平成14年度損失補償対象期間延長分)	同 上			平成23年度から平成25年度まで	同 上				
同 上 (平成11年度保証分・平成14年度損失補償対象期間延長分)	同 上			平成23年度から平成26年度まで	同 上				
同 上 (平成12年度保証分・平成14年度損失補償対象期間延長分)	同 上			平成23年度から平成27年度まで	同 上				
同 上 (平成13年度保証分)	同 上	平成16年度から平成22年度まで	8,043	平成23年度	同 上				

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
経営安定資金損失補償 (平成13年度保証分・ 平成14年度損失補償 対象期間延長分)	県が行う経営安定資金のうち倒産企業に関連する企業に係る融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の大 臣 指 定 に あ っ て は 4 分 の 1、知 事 指 定 に あ っ て は 2 分 の 1 に相当する額			平成24年度から 平成28年度まで	限度額に同じ。				
経営安定資金損失補償 (平成14年度保証分)	県が行う経営安定資金のうち指定企業関連貸付及び金融円滑化貸付の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条及び第13条の規	平成16年度から 平成22年度まで	5,688	平成23年度から 平成29年度まで	限度額に同じ。				

	定により支払を受けた保険金の額を控除した額の指定企業関連貸付の大臣指定にあつては4分の1、知事指定にあつては2分の1、金融円滑化貸付にあつては4分の1に相当する額								
経営安定資金損失補償 (平成14年度借換分)	県が行う経営安定資金のうち指定企業関連貸付(知事指定に限る。)の借換えに係る融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の2分の1に相当する額			平成23年度から平成29年度まで	限度額に同じ。				
経営安定資金損失補償 (平成15年度保証分)	県が行う経営安定資金のうち指定企業関連貸付(知事指定の借換えを含む。)及	平成17年度から平成22年度まで	14,352	平成23年度から平成30年度まで	限度額に同じ。				

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
	び金融円滑化貸付 (中小企業信用保険法 第2条第3項第6号 及び第8号の規定に 係る貸付に限る。) の融資額の範囲内で 埼玉県信用保証協会 がこの債務の保証を 行ったことによって 生じた代位弁済額の 元金から中小企業信 用保険法第5条及び 第13条の規定によ り支払を受けた保険 金の額を控除した額 の指定企業関連貸付 の大臣指定にあつて は5分の1、知事指 定にあつては2分の 1、金融円滑化貸付 (中小企業信用保険 法第2条第3項第6 号及び第8号の規定 に係る貸付に限る。) にあつては5分の 1に相当する額								

経営安定資金損失補償 (平成16年度保証分)	同 上	平成17年度から 平成22年度まで	9,022	平成23年度から 平成31年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (平成17年度保証分)	同 上	平成18年度から 平成22年度まで	6,959	平成23年度から 平成32年度まで	同 上				
同 上 (平成18年度保証分)	同 上	平成19年度から 平成22年度まで	24,424	平成23年度から 平成33年度まで	同 上				
経営安定資金損失補償 (平成19年度保証分)	県が行う経営安定資 金のうち指定企業関 連貸付(知事指定の 借換えを含む。)及 び金融円滑化貸付 (中小企業信用保険法 第2条第3項第6号 及び第8号の規定に 係る貸付に限る。)の 融資額の範囲内で 埼玉県信用保証協会 がこの債務の保証を 行ったことによって 生じた代位弁済額の 元金(責任共有制度 要綱に基づく負担金 方式の場合は、代位 弁済額の元金から金 融機関負担割合相当 額を除いた額)から	平成20年度から 平成22年度まで	17,998	平成23年度から 平成34年度まで	限度額に同 じ。				

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
	中小企業信用保険法第5条及び第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の指定企業関連貸付の大臣指定にあつては5分の1、知事指定にあつては2分の1、金融円滑化貸付（中小企業信用保険法第2条第3項第6号及び第8号の規定に係る貸付に限る。）にあつては5分の1に相当する額								
経営安定資金損失補償（平成20年度保証分）	県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付（指定企業関連及び金融円滑化関連	平成22年度	7,841	平成23年度から平成35年度まで	限度額に同じ。				

	に係る貸付に限る。)及び知事指定等貸付(指定企業関連に係る貸付及び金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第4項第8号の規定に係る貸付に限る。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、大臣指定等貸付(指定企業関連及び金融円滑化								
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
	関連に係る貸付に限る。)にあつては5分の1、知事指定等貸付(指定企業関連に係る貸付に限る。)にあつては2分の1、知事指定等貸付(金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第4項第8号の規定に係る貸付に限る。)にあつては5分の1に相当する額								
経営安定資金損失補償 (平成21年度保証分)	同 上			平成23年度から 平成36年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (平成22年度保証分)	同 上			平成23年度から 平成37年度まで	同 上				
経営支援特別融資損失 補償 (平成8年度保証分・ 平成14年度損失補償 対象期間延長分)	県が行う経営支援特別融資の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁	平成19年度から 平成22年度まで	605	平成23年度	限度額に同 じ。				

	済額から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の2分の1に相当する額								
同 上 (平成9年度保証分・平成14年度損失補償対象期間延長分)	同 上	平成20年度から平成22年度まで	196	平成23年度から平成24年度まで	同 上				
同 上 (平成10年度保証分・平成14年度損失補償対象期間延長分)	同 上			平成23年度から平成25年度まで	同 上				
同 上 (平成11年度保証分・平成14年度損失補償対象期間延長分)	同 上	平成22年度	944	平成23年度から平成26年度まで	同 上				
同 上 (平成12年度保証分・平成14年度損失補償対象期間延長分)	同 上			平成23年度から平成27年度まで	同 上				
同 上 (平成13年度保証分)	同 上	平成15年度から平成22年度まで	13,140	平成23年度	同 上				

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
経営支援特別融資損失補償 (平成13年度保証分・平成14年度損失補償対象期間延長分)	県が行う経営支援特別融資の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の2分の1に相当する額			平成24年度から平成28年度まで	限度額に同じ。				
経営支援特別融資損失補償 (平成14年度保証分)	県が行う経営支援特別融資の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の2分の1に相当する額	平成16年度から平成22年度まで	13,525	平成23年度から平成29年度まで	限度額に同じ。				
経営支援特別融資損失補償 (平成14年度借換分)	県が経営支援特別融資及び経営支援緊急融資の借換えのために行う経営支援特別			平成23年度から平成29年度まで	限度額に同じ。				

	融資の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の経営支援特別融資の借換えにあっては2分の1、経営支援緊急融資の借換えにあっては全額に相当する額								
経営支援特別融資損失補償 (平成15年度保証分)	県が行う経営支援特別融資(経営支援特別融資及び経営支援緊急融資の借換えを含む。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の2分の1に相当する額。	平成16年度から平成22年度まで	16,056	平成23年度から平成30年度まで	限度額に同じ。				

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
	ただし、経営支援緊急融資の借換えにあっては保険金の額を控除した額に相当する額								
経営支援特別融資損失補償 (平成16年度保証分)	同 上	平成18年度から 平成22年度まで	23,599	平成23年度から 平成31年度まで	限度額に同じ。				
同 上 (平成17年度保証分)	同 上	平成19年度から 平成22年度まで	31,753	平成23年度から 平成32年度まで	同 上				
同 上 (平成18年度保証分)	同 上	平成19年度から 平成22年度まで	169,752	平成23年度から 平成33年度まで	同 上				
経営支援特別融資損失補償 (平成19年度保証分)	県が行う経営支援特別融資（経営支援特別融資及び経営支援緊急融資の借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合	平成20年度から 平成22年度まで	74,805	平成23年度から 平成34年度まで	限度額に同じ。				

	は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の2分の1に相当する額。ただし、経営支援緊急融資の借換えにあつては保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額に相当する額								
経営支援特別融資損失補償 (平成20年度保証分)	県が行う経営支援特別融資の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁	平成21年度から平成22年度まで	11,346	平成23年度から平成35年度まで	限度額に同じ。				

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
	済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の2分の1に相当する額								
経営支援緊急融資損失補償 （平成9年度保証分・平成14年度損失補償対象期間延長分）	県が行う経営支援緊急融資の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に相当する額			平成23年度から平成27年度まで	限度額に同じ。				
同 上 （平成9年度保証分・平成22年度損失補償対象期間延長分）	同 上			平成23年度から平成30年度まで	同 上				

同 上 (平成10年度保証分・ 平成11年度融資期間 延長措置分)	同 上	平 成 22 年 度	16,790	平 成 23 年 度	同 上				
同 上 (平成10年度保証分・ 平成14年度損失補償 対象期間延長分)	同 上			平成24年度から 平成28年度まで	同 上				
新技術開発資金損失 補償 (平成7年度保証分・ 平成14年度損失補償 対象期間延長分)	県が行う新技術開発 資金のうち創造支援 貸付の融資額の範囲 内で埼玉県信用保証 協会が無担保無保証 人(法人の場合は、 代表者を連帯保証人 とする。)で2千万 円までの債務の保証 を行ったことによっ て生じた代位弁済額 から中小企業信用保 険法第5条の規定に より支払を受けた保 険金の額を控除した 額に相当する額			平成23年度から 平成25年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (平成8年度保証分・ 平成14年度損失補償 対象期間延長分)	同 上			平成23年度から 平成26年度まで	同 上				

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
新技術開発資金損失補償 (平成9年度保証分・平成14年度損失補償対象期間延長分)	県が行う新技術開発資金のうち創造支援貸付の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会が無担保無保証人(法人の場合は、代表者を連帯保証人とする。)で2千万円までの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に相当する額			平成23年度から平成27年度まで	限度額に同じ。				
同 上 (平成10年度保証分)	同 上	平成12年度から平成22年度まで	35,832	平成23年度	同 上				
同 上 (平成10年度保証分・平成14年度損失補償対象期間延長分)	同 上			平成24年度から平成28年度まで	同 上				
同 上 (平成11年度保証分)	同 上	平成14年度から平成22年度まで	46,034	平成23年度から平成24年度まで	同 上				

同 上 (平成11年度保証分・ 平成14年度損失補償 対象期間延長分)	同 上			平成25年度から 平成29年度まで	同 上				
事業開拓支援資金損失 補償 (平成12年度保証分)	県が行う事業開拓支 援資金のうち創造支 援貸付の融資額の範 囲内で埼玉県信用保 証協会が無担保無保 証人(法人の場合は、 代表者を連帯保証 人とする。)で2千 万円までの債務の保 証を行ったことによ って生じた代位弁済 額の元金から中小企 業信用保険法第5条 の規定により支払を 受けた保険金の額を 控除した額に相当す る額	平成14年度から 平成22年度まで	10,482	平成23年度から 平成25年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (平成12年度保証分・ 平成14年度損失補償 対象期間延長分)	同 上			平成26年度から 平成30年度まで	同 上				
同 上 (平成13年度保証分)	同 上	平成15年度から 平成22年度まで	13,603	平成23年度から 平成26年度まで	同 上				

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
事業開拓支援資金損失補償 (平成13年度保証分・平成14年度損失補償対象期間延長分)	県が行う事業開拓支援資金のうち創造支援貸付の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会が無担保無保証人(法人の場合は、代表者を連帯保証人とする。)で2千万円までの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に相当する額			平成27年度から平成31年度まで	限度額に同じ。				
同 上 (平成14年度保証分)	同 上	平成16年度から平成22年度まで	4,000	平成23年度から平成32年度まで	同 上				
同 上 (平成15年度保証分)	同 上	平成19年度から平成22年度まで	6,321	平成23年度から平成33年度まで	同 上				
同 上 (平成16年度保証分)	同 上	平成18年度から平成22年度まで	4,751	平成23年度から平成34年度まで	同 上				

産業創造資金損失補償 (平成17年度保証分)	県が行う産業創造資金のうち経営革新貸付の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会が中小企業創造活動促進法に基づく認定を受けた者に無担保無保証人(法人の場合は、代表者を連帯保証人とする。)で2千万円までの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額及び大型店進出に伴い業種転換を行う企業に対する融資の借換えに係る融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の経営革新貸付にあっては全額、大型店進出に伴い業種転換を行う企業に対する融資の借換えに			平成23年度から平成35年度まで	限度額に同じ。				
---------------------------	---	--	--	------------------	---------	--	--	--	--

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
	あつては2分の1に相当する額								
産業創造資金損失補償 (平成18年度保証分)	同 上			平成23年度から 平成36年度まで	限度額に同じ。				
産業創造資金損失補償 (平成19年度保証分)	県が行う産業創造資金のうち経営革新貸付の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会が中小企業創造活動促進法に基づく認定を受けた者に無担保無保証人(法人の場合は、代表者を連帯保証人とする。)で2千万円までの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額及び大型店進出に伴い業種転換を行う企業に対する融資の借換えに係る融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行			平成23年度から 平成37年度まで	限度額に同じ。				

	ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の経営革新貸付にあつては全額、大型店進出に伴い業種転換を行う企業に対する融資の借換えにあつては2分の1に相当する額								
産業創造資金損失補償（平成20年度保証分）	県が行う産業創造資金のうち経営革新貸付の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協			平成23年度から平成38年度まで	限度額に同じ。				

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
	会が中小企業創造活動促進法に基づく認定を受けた者に無担保無保証人（法人の場合は、代表者を連帯保証人とする。）で2千万円までの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額に相当する額								

事業資金損失補償 (平成5年度保証分・ 平成14年度損失補償 対象期間延長分)	県が行う事業資金の うち大型店進出に伴 い業種転換を行う企 業に係る融資額の範 囲内で埼玉県信用保 証協会がこの債務の 保証を行ったことに よって生じた代位弁 済額から中小企業信 用保険法第5条の規 定により支払を受け た保険金の額を控除 した額の2分の1に 相当する額			平成23年度	限度額に同 じ。				
同 上 (平成6年度保証分・ 平成14年度損失補償 対象期間延長分)	同 上			平成23年度から 平成24年度まで	同 上				
同 上 (平成7年度保証分・ 平成14年度損失補償 対象期間延長分)	同 上			平成23年度から 平成25年度まで	同 上				
魅力ある産業造り資金 損失補償 (平成8年度保証分・ 平成14年度損失補償 対象期間延長分)	県が行う魅力ある産 業造り資金のうち大 型店進出に伴い業種 転換を行う企業に係 る融資額の範囲内で 埼玉県信用保証協会			平成23年度から 平成26年度まで	限度額に同 じ。				

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
	がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の2分の1に相当する額								
魅力ある産業造り資金 損失補償 (平成9年度保証分・ 平成14年度損失補償 対象期間延長分)	同 上			平成23年度から 平成27年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (平成10年度保証分)	同 上			平成23年度	同 上				
同 上 (平成10年度保証分・ 平成14年度損失補償 対象期間延長分)	同 上			平成24年度から 平成28年度まで	同 上				
同 上 (平成11年度保証分)	同 上			平成23年度から 平成24年度まで	同 上				

同 上 (平成11年度保証分・ 平成14年度損失補償 対象期間延長分)	同 上			平成25年度から 平成29年度まで	同 上				
同 上 (平成12年度保証分)	同 上			平成23年度から 平成25年度まで	同 上				
同 上 (平成12年度保証分・ 平成14年度損失補償 対象期間延長分)	同 上			平成26年度から 平成30年度まで	同 上				
同 上 (平成13年度保証分)	同 上			平成23年度から 平成26年度まで	同 上				
同 上 (平成13年度保証分・ 平成14年度損失補償 対象期間延長分)	同 上			平成27年度から 平成31年度まで	同 上				
魅力ある産業造り資金 損失補償 (平成14年度保証分)	県が行う魅力ある産 業造り資金のうち大 型店進出に伴い業種 転換を行う企業に係 る融資額の範囲内で 埼玉県信用保証協会 がこの債務の保証を 行ったことによって			平成23年度から 平成32年度まで	限度額に同 じ。				

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
	生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の2分の1に相当する額								
魅力ある産業造り資金 損失補償 (平成14年度借換分)	県が行う魅力ある産業造り資金のうち大型店進出に伴い業種転換を行う企業に対する融資の借換えに係る融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の2分の1に相当する額			平成23年度から平成29年度まで	限度額に同じ。				

魅力ある産業造り資金 損失補償 (平成15年度保証分)	県が行う魅力ある産業造り資金のうち大型店進出に伴い業種転換を行う企業に対する融資(借換えを含む。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の2分の1に相当する額			平成23年度から平成33年度まで	限度額に同じ。				
同 上 (平成16年度保証分)	同 上			平成23年度から平成34年度まで	同 上				
企業活力強化資金損失補償 (平成15年度保証分)	県が行う企業活力強化資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁	平成16年度から平成22年度まで	218,001	平成23年度から平成28年度まで	限度額に同じ。				

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
	済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の大口貸付にあつては4分の1、小口貸付にあつては10分の3に相当する額								
企業再生資金損失補償 (平成16年度保証分)	県が行う企業再生資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の2分の1又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の10分の1に相当する額	平成18年度から平成22年度まで	16,951	平成23年度から平成34年度まで	限度額に同じ。				

企業パワーアップ資金 損失補償 (平成17年度保証分)	県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の2分の1又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の10分の1に相当する額	平成19年度から平成22年度まで	79,379	平成23年度から平成35年度まで	限度額に同じ。				
同 上 (平成18年度保証分)	同 上	平成20年度から平成22年度まで	121,920	平成23年度から平成36年度まで	同 上				
企業パワーアップ資金 損失補償 (平成19年度保証分)	県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基	平成21年度から平成22年度まで	81,006	平成23年度から平成37年度まで	限度額に同じ。				

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
	づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の2分の1又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の10分の1に相当する額。ただし、責任共有制度の導入後にあつては普通保険を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の								

	24分の19、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の25、中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあっては10分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあっては32分の25に相当する額								
企業パワーアップ資金 損失補償 (平成20年度保証分)	県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業	平成21年度から平成22年度まで	27,350	平成23年度から平成38年度まで	限度額に同じ。				

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
	信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の19、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の25、中小企業信用保険法第2条第4項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあっては10分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあっては32分の25に相当する額								

企業パワーアップ資金 損失補償 (平成21年度保証分)	同 上			平成23年度から 平成39年度まで	限度額に同 じ。				
企業パワーアップ資金 損失補償 (平成22年度保証分)	県が行う企業パワー アップ資金の融資額 の範囲内で埼玉県信 用保証協会がこの債 務の保証を行ったこ とによって生じた代 位弁済額の元金(責 任共有制度要綱に基 づく負担金方式の場 合は、代位弁済額の 元金から金融機関負 担割合相当額を除い た額)から中小企業 信用保険法第5条又 は第13条の規定に より支払を受けた保 険金の額(責任共有 制度要綱に基づく負 担金方式の場合は、 保険金の額を部分保 証方式に換算した額) を控除した額の、 普通保険を利用し債 務の保証を行った場 合は24分の19、			平成23年度から 平成40年度まで	限度額に同 じ。				

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
	無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の25、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第4項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあっては10分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあっては32分の25に相当する額								
事業資金損失補償 (平成16年度保証分)	県が行う事業資金のうち中小企業応援貸付の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額	平成18年度から平成22年度まで	317,388	平成23年度から平成31年度まで	限度額に同じ。				

事業資金損失補償 (平成17年度保証分)	県が行う事業資金のうち中小企業応援貸付の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の10分の1に相当する額	平成18年度から平成22年度まで	191,964	平成23年度から平成32年度まで	限度額に同じ。				
同 上 (平成18年度保証分)	同 上	平成19年度から平成22年度まで	67,230	平成23年度から平成33年度まで	同 上				
事業資金損失補償 (平成19年度保証分)	県が行う事業資金のうち中小企業応援貸付(借換えを含む。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担	平成20年度から平成22年度まで	127,755	平成23年度から平成34年度まで	限度額に同じ。				

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
	金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の10分の1に相当する額。ただし、責任共有制度の導入後にあつては普通保険を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の12分の7、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の17に相当する額								

事業資金損失補償 (平成20年度保証分)	県が行う事業資金のうち中小企業応援貸付(借換えを含む。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は12分の7、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の17に相当する額	平成21年度から平成22年度まで	42,137	平成23年度から平成35年度まで	限度額に同じ。				
-------------------------	---	------------------	--------	------------------	---------	--	--	--	--

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
事業資金損失補償 (平成21年度保証分)	県が行う事業資金のうち一般貸付(予約貸付枠に限る。)及び中小企業応援貸付(借換えを含む。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、一般貸付(予約貸付枠に限る。)にあっては4分の1、中小企業応援貸付にあっては	平成22年度	5,537	平成23年度から平成36年度まで	限度額に同じ。				

	普通保険を利用し債務の保証を行った場合は12分の7、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の17に相当する額								
同 上 (平成22年度保証分)	同 上			平成23年度から平成37年度まで	同 上				
借換資金損失補償 (平成20年度保証分)	県が行う借換資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した	平成21年度から平成22年度まで	26,943	平成23年度から平成35年度まで	限度額に同じ。				

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
	額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の5、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は16分の5、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第4項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあっては5分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあっては16分の5に相当する額								
借換資金損失補償 (平成21年度保証分)	同 上	平 成 2 2 年 度	2,004	平成23年度から 平成36年度まで	限度額に同じ。				
同 上 (平成22年度保証分)	同 上			平成23年度から 平成40年度まで	同 上				
要件緩和型経営安定資金損失補償 (平成21年度保証分)	県が行う要件緩和型経営安定資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行った	平 成 2 2 年 度	9,462	平成23年度から 平成36年度まで	限度額に同じ。				

	ことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の2分の1に相当する額								
同 上 (平成22年度保証分)	同 上			平成23年度から平成37年度まで	同 上				
緊急借換資金損失補償 (平成21年度保証分)	県が行う緊急借換資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代			平成23年度から平成39年度まで	限度額に同じ。				

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
	位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の5、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は16分の5、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第4項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあっては5分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあっては16分の5に相当する額								

中小企業者制度融資貸 付事業利子補助 (平成13年度以前融資 分)	3,017,586	平成15年度から 平成22年度まで	1,789,644	平成23年度から 平成28年度まで	1,227,942				1,227,942
同 上 (平成14年度融資分)	3,108,425	平成15年度から 平成22年度まで	954,516	平成23年度から 平成29年度まで	2,153,909				2,153,909
同 上 (平成15年度融資分)	3,127,734	平成16年度から 平成22年度まで	1,093,220	平成23年度から 平成30年度まで	2,034,514				2,034,514
同 上 (平成16年度融資分)	3,220,748	平成17年度から 平成22年度まで	1,077,955	平成23年度から 平成31年度まで	2,142,793				2,142,793
同 上 (平成17年度融資分)	2,697,196	平成18年度から 平成22年度まで	793,676	平成23年度から 平成32年度まで	1,903,520				1,903,520
同 上 (平成18年度融資分)	2,656,697	平成19年度から 平成22年度まで	2,533,836	平成23年度から 平成33年度まで	122,861				122,861
同 上 (平成19年度融資分)	4,313,697	平成20年度から 平成22年度まで	2,230,581	平成23年度から 平成34年度まで	2,083,116				2,083,116
同 上 (平成20年度融資分)	2,843,444	平成21年度から 平成22年度まで	2,587,613	平成23年度から 平成35年度まで	255,831				255,831
同 上 (平成21年度融資分)	5,857,514	平成22年度	1,002,480	平成23年度から 平成36年度まで	4,855,034				4,855,034
同 上 (平成22年度融資分)	4,978,567			平成23年度から 平成37年度まで	4,978,567				4,978,567

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
財団法人埼玉県創造的企業投資育成財団投資事業等損失補償 (平成12年度投資・保証分)	県が行う財団法人埼玉県創造的企業投資育成財団に対する投資原資貸付金の範囲内で当該財団が行う直接投資事業、若しくは間接投資事業に係る回収不能額及び当該財団が行う債務保証事業に係る代位弁済額から基金等の運用益及び中小企業総合事業団より支払を受けた保険金の額を控除した額に相当する額			平成23年度から平成25年度まで	限度額に同じ。				
同 上 (平成14年度投資・保証分)	同 上			平成23年度から平成27年度まで	同 上				
同 上 (平成15年度投資・保証分)	同 上			平成23年度から平成28年度まで	同 上				
勤労者支援資金損失補償 (平成13年度保証分)	県が行う勤労者支援資金の融資額の範囲内で埼玉県労働者信用基金協会がこの債	平成14年度から平成22年度まで	6,972	平成23年度から平成25年度まで	限度額に同じ。				

	務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額のうち、応急的に必要となった資金、扶養する者の教育に要する資金及び育児休業又は介護休業によって必要となった資金の元金に相当する額の100分の70の額と、失業によって必要となった資金の元金に相当する額との合計額								
勤労者支援資金損失補償 (平成14年度保証分)	県が行う勤労者支援資金の融資額の範囲内で埼玉県労働者信用基金協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額のうち、応急資金(三親等以内の親族の葬儀に要する資金を除く。)、一般生活資金のうち利息制限法に規定する利率を超えた借り	平成16年度から平成22年度まで	6,179	平成23年度から平成26年度まで	限度額に同じ。				

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
	入れによって著しく生活に不安を招いた場合における当該生活の再建に要する資金又は教育資金の元金に相当する額の100分の70の額と、失業資金の元金に相当する額との合計額								
勤労者支援資金損失補償 (平成15年度保証分)	同 上	平成16年度から平成22年度まで	5,566	平成23年度から平成27年度まで	限度額に同じ。				
同 上 (平成16年度保証分)	同 上	平成18年度から平成22年度まで	4,177	平成23年度から平成28年度まで	同 上				
勤労者支援資金損失補償 (平成17年度保証分)	県が行う勤労者支援資金の融資額の範囲内で埼玉県労働者信用基金協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額のうち、応急資金、一般生活資	平成19年度から平成22年度まで	4,512	平成23年度から平成29年度まで	限度額に同じ。				

	金のうち利息制限法に規定する利率を超えた借り入れによって著しく生活に不安を招いた場合における当該生活の再建に要する資金又は教育資金の元金に相当する額の100分の70の額と、失業資金の元金に相当する額との合計額								
同 上 (平成18年度保証分)	同 上	平成21年度から平成22年度まで	2,389	平成23年度から平成30年度まで	同 上				
勤労者支援資金損失補償 (平成19年度保証分)	県が行う勤労者支援資金の融資額の範囲内で埼玉県労働者信用基金協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額のうち、応急資金又は結婚・子育て支援資金のうち扶養する子の就学に要する資金の元金に	平成21年度から平成22年度まで	3,801	平成23年度から平成31年度まで	限度額に同じ。				

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
	相当する額の100分の70の額と、失業資金の元金に相当する額との合計額								
勤労者支援資金損失補償 (平成20年度保証分)	同 上	平 成 22 年 度	4,920	平成23年度から平成32年度まで	限度額に同じ。				
勤労者支援資金損失補償 (平成21年度保証分)	県が行う勤労者支援資金の融資額の範囲内で埼玉県労働者信用基金協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額のうち、応急資金、結婚・子育て支援資金のうち扶養する子の就学に要する資金又は失業資金の元金に相当する額の100分の50の額	平 成 22 年 度	2,927	平成23年度から平成33年度まで	限度額に同じ。				

勤労者支援資金損失 補償 (平成22年度保証分)	県が行う勤労者支援 資金の融資額の範囲 内で日本労働者信用 基金協会がこの債務 の保証を行ったこと によって生じた代位 弁済額のうち、応急 資金、結婚・子育て 支援資金のうち扶養 する子の就学に要す る資金又は失業資金 の元金に相当する額 の100分の50の 額			平成23年度から 平成33年度まで	限度額に同 じ。				
勤労者制度融資貸付 事業利子補助 (平成14年度融資分)	15,125	平成15年度から 平成22年度まで	1,015	平成23年度から 平成24年度まで	14,110				14,110
同 上 (平成15年度融資分)	15,126	平成16年度から 平成22年度まで	263	平成23年度から 平成25年度まで	14,863				14,863
同 上 (平成16年度融資分)	15,126	平成17年度から 平成22年度まで	779	平成23年度から 平成26年度まで	14,347				14,347
大規模研究施設立地促 進補助	964,600	平成20年度から 平成22年度まで	278,187	平成23年度から 平成29年度まで	686,413				686,413

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
農地保有合理化事業資金損失補償 (平成18年度融資分)	埼玉県農林公社が農地保有合理化事業のため借り入れた資金のうち回収されない元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額			平成23年度から平成24年度まで	限度額に同じ。				
同 上 (平成19年度融資分)	同 上			平成23年度から平成25年度まで	同 上				
同 上 (平成21年度融資分)	同 上			平成23年度から平成32年度まで	同 上				
同 上 (平成22年度融資分)	同 上			平成23年度から平成33年度まで	同 上				
農業近代化資金等利子補助 (平成8年度融資分)	1,424,389	平成9年度から平成22年度まで	342,131	平成23年度から平成29年度まで	1,082,258				1,082,258
同 上 (平成9年度融資分)	1,305,882	平成10年度から平成22年度まで	229,168	平成23年度から平成30年度まで	1,076,714				1,076,714

同 上 (平成10年度融資分)	968,449	平成11年度から 平成22年度まで	206,841	平成23年度から 平成31年度まで	761,608				761,608
同 上 (平成11年度融資分)	538,269	平成12年度から 平成22年度まで	165,294	平成23年度から 平成32年度まで	372,975				372,975
同 上 (平成12年度融資分)	485,609	平成13年度から 平成22年度まで	115,959	平成23年度から 平成33年度まで	369,650				369,650
同 上 (平成13年度融資分)	418,693	平成14年度から 平成22年度まで	110,198	平成23年度から 平成34年度まで	308,495				308,495
同 上 (平成14年度融資分)	378,570	平成15年度から 平成22年度まで	60,913	平成23年度から 平成35年度まで	317,657				317,657
同 上 (平成15年度融資分)	213,452	平成16年度から 平成22年度まで	52,972	平成23年度から 平成36年度まで	160,480				160,480
同 上 (平成16年度融資分)	187,195	平成17年度から 平成22年度まで	51,731	平成23年度から 平成37年度まで	135,464				135,464
同 上 (平成17年度融資分)	187,248	平成18年度から 平成22年度まで	50,372	平成23年度から 平成38年度まで	136,876				136,876
同 上 (平成18年度融資分)	186,704	平成19年度から 平成22年度まで	29,805	平成23年度から 平成39年度まで	156,899				156,899
同 上 (平成19年度融資分)	184,203	平成20年度から 平成22年度まで	30,504	平成23年度から 平成40年度まで	153,699				153,699

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
農業近代化資金等利子補助 (平成20年度融資分)	173,404	平成21年度から 平成22年度まで	20,691	平成23年度から 平成41年度まで	152,713				152,713
同 上 (平成21年度融資分)	168,677	平成22年度	8,749	平成23年度から 平成42年度まで	159,928				159,928
同 上 (平成22年度融資分)	167,516			平成23年度から 平成43年度まで	167,516				167,516
農業災害復旧経営資金 利子補助 (平成19年度融資分)	4,387	平成20年度から 平成22年度まで	50	平成23年度から 平成26年度まで	4,337				4,337
同 上 (平成22年度融資分)	7,548			平成23年度から 平成29年度まで	7,548				7,548
農業災害復旧経営資金 損失補償 (平成19年度融資分)	農業協同組合等が融資した農業災害資金のうち回収されない元本及び利子について、市町村が損失補償した場合の当該補償に要した経費の2分の1に相当する額。			平成23年度から 平成26年度まで	限度額に同じ。				

	ただし、当該経費が融資額の100分の50に相当する額を超えるときは、当該融資額の4分の1に相当する額								
同 上 (平成22年度融資分)	同 上			平成23年度から 平成29年度まで	同 上				
経営体育成総合融資制度 利子補助 (平成6年度融資分)	11,250	平成7年度から 平成22年度まで	4,530	平成23年度から 平成32年度まで	6,720				6,720
同 上 (平成7年度融資分)	52,500	平成8年度から 平成22年度まで	29,843	平成23年度から 平成33年度まで	22,657				22,657
同 上 (平成8年度融資分)	65,625	平成9年度から 平成22年度まで	19,172	平成23年度から 平成34年度まで	46,453				46,453
同 上 (平成9年度融資分)	265,312	平成10年度から 平成22年度まで	2,680	平成23年度から 平成35年度まで	262,632				262,632
同 上 (平成10年度融資分)	198,875	平成11年度から 平成22年度まで	13,956	平成23年度から 平成36年度まで	184,919				184,919

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
経営体育成総合融資制度 度利子補助 (平成11年度融資分)	79,312	平成12年度から 平成22年度まで	891	平成23年度から 平成37年度まで	78,421				78,421
同 上 (平成13年度融資分)	60,072	平成14年度から 平成22年度まで	1,869	平成23年度から 平成39年度まで	58,203				58,203
同 上 (平成14年度融資分)	31,062	平成15年度から 平成22年度まで	1,490	平成23年度から 平成40年度まで	29,572				29,572
同 上 (平成15年度融資分)	15,087	平成16年度から 平成22年度まで	1,420	平成23年度から 平成41年度まで	13,667				13,667
同 上 (平成16年度融資分)	22,104	平成17年度から 平成22年度まで	1,473	平成23年度から 平成42年度まで	20,631				20,631
同 上 (平成17年度融資分)	22,104	平成18年度から 平成22年度まで	551	平成23年度から 平成43年度まで	21,553				21,553
同 上 (平成18年度融資分)	22,104	平成19年度から 平成22年度まで	428	平成23年度から 平成44年度まで	21,676				21,676
同 上 (平成19年度融資分)	22,104	平成20年度から 平成22年度まで	2,976	平成23年度から 平成45年度まで	19,128				19,128

同 上 (平成20年度融資分)	53,603	平成21年度から 平成22年度まで	2,900	平成23年度から 平成46年度まで	50,703				50,703
同 上 (平成21年度融資分)	53,063	平成22年度	929	平成23年度から 平成47年度まで	52,134				52,134
同 上 (平成22年度融資分)	35,375			平成23年度から 平成48年度まで	35,375				35,375
卸売市場施設整備資金 利子補助 (平成18年度融資分)	1,830	平成19年度から 平成22年度まで	291	平成23年度から 平成25年度まで	1,539				1,539
同 上 (平成19年度融資分)	1,830	平成20年度から 平成22年度まで	281	平成23年度から 平成26年度まで	1,549				1,549
同 上 (平成20年度融資分)	1,674	平成21年度から 平成22年度まで	487	平成23年度から 平成27年度まで	1,187				1,187
同 上 (平成22年度融資分)	672			平成23年度から 平成29年度まで	672				672
埼玉県森林公社造林資 金損失補償 (昭和59年度借入分)	埼玉県森林公社がそ の業務を行うため農 林漁業金融公庫から 借り入れた造林資金			平成23年度から 平成31年度まで	限度額に同 じ。				

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
	のうち最終償還期限到来後10月を経過しても弁済できない元利金合計額(遅延損害金を含む。)及び損失確定日の翌日から補償履行の日まで年11パーセントの割合による利息に相当する額								
埼玉県森林公社造林資金損失補償 (昭和60年度借入分)	同 上			平成23年度から平成32年度まで	限度額に同じ。				
同 上 (昭和61年度借入分)	同 上			平成23年度から平成43年度まで	同 上				
同 上 (昭和62年度借入分)	同 上			平成23年度から平成54年度まで	同 上				
同 上 (昭和63年度借入分)	同 上			平成23年度から平成50年度まで	同 上				
同 上 (平成元年度借入分)	同 上			平成23年度から平成51年度まで	同 上				

同 上 (平成2年度借入分)	同 上			平成23年度から 平成52年度まで	同 上				
同 上 (平成3年度借入分)	同 上			平成23年度から 平成53年度まで	同 上				
同 上 (平成4年度借入分)	同 上			平成23年度から 平成54年度まで	同 上				
同 上 (平成5年度借入分)	同 上			平成23年度から 平成55年度まで	同 上				
同 上 (平成6年度借入分)	同 上			平成23年度から 平成56年度まで	同 上				
同 上 (平成7年度借入分)	同 上			平成23年度から 平成57年度まで	同 上				
同 上 (平成8年度借入分)	同 上			平成23年度から 平成58年度まで	同 上				
同 上 (平成9年度借入分)	同 上			平成23年度から 平成59年度まで	同 上				
同 上 (平成10年度借入分)	同 上			平成23年度から 平成60年度まで	同 上				

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
埼玉県森林公社造林資金損失補償 (平成11年度借入分)	埼玉県森林公社がその業務を行うため農林漁業金融公庫から借り入れた造林資金のうち最終償還期限到来後10月を経過しても弁済できない元利金合計額(遅延損害金を含む。)及び損失確定日の翌日から補償履行の日まで年11パーセントの割合による利息に相当する額			平成23年度から平成61年度まで	限度額に同じ。				
同 上 (平成12年度借入分)	同 上			平成23年度から平成62年度まで	同 上				
同 上 (平成13年度借入分)	同 上			平成23年度から平成63年度まで	同 上				
同 上 (平成14年度借入分)	同 上			平成23年度から平成64年度まで	同 上				

埼玉県農林公社造林資金等損失補償 (平成15年度借入分)	埼玉県農林公社がその業務を行うため農林漁業金融公庫から借り入れた造林資金、森林整備活性化資金及び施業転換資金のうち最終償還期限到来後10月を経過しても弁済できない元利金合計額(遅延損害金を含む。)及び損失確定日の翌日から補償履行の日まで年11パーセントの割合による利息に相当する額			平成23年度から平成65年度まで	限度額に同じ。				
同 上 (平成16年度借入分)	同 上			平成23年度から平成67年度まで	同 上				
同 上 (平成17年度借入分)	同 上			平成23年度から平成68年度まで	同 上				
同 上 (平成18年度借入分)	同 上			平成23年度から平成69年度まで	同 上				
同 上 (平成19年度借入分)	同 上			平成23年度から平成70年度まで	同 上				

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
埼玉県農林公社造林資金等損失補償 (平成20年度借入分)	埼玉県農林公社がその業務を行うため農林漁業金融公庫から借り入れた造林資金及び森林整備活性化資金のうち最終償還期限到来後10月を経過しても弁済できない元利金合計額(遅延損害金を含む。)及び損失確定日の翌日から補償履行の日まで年11パーセントの割合による利息に相当する額			平成23年度から平成71年度まで	限度額に同じ。				
埼玉県農林公社造林資金等損失補償 (平成21年度借入分)	埼玉県農林公社がその業務を行うため日本政策金融公庫から借り入れた造林資金及び森林整備活性化資金のうち最終償還			平成23年度から平成72年度まで	限度額に同じ。				

	期限到来後10月を経過しても弁済できない元利金合計額(遅延損害金を含む。)及び損失確定日の翌日から補償履行の日まで年11パーセントの割合による利息に相当する額								
同 上 (平成22年度借入分)	同 上			平成23年度から平成27年度まで	同 上				
農業集落排水整備推進 交付金 (平成19年度施行分)	37,800	平成20年度から平成22年度まで	22,680	平成23年度から平成24年度まで	15,120				15,120
同 上 (平成20年度施行分)	87,075	平成21年度から平成22年度まで	33,762	平成23年度から平成25年度まで	53,313				53,313
同 上 (平成21年度施行分)	60,825	平成22年度	12,075	平成23年度から平成26年度まで	48,750				48,750
同 上 (平成22年度施行分)	58,200			平成23年度から平成27年度まで	58,200				58,200
直轄土地改良事業負担金	15,175,169	平成21年度から平成22年度まで	5,073,418	平成23年度から平成31年度まで	10,101,751			分担金及び負担金 87,294	10,014,457

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
みどりの村管理運営業務	66,400	平成20年度から 平成22年度まで	40,000	平成23年度から 平成24年度まで	26,400				26,400
森林科学館管理運営業務	84,000	平成20年度から 平成22年度まで	50,550	平成23年度から 平成24年度まで	33,450			使用料及び 手数料 42	33,408
公共用地先行取得費等 償還金 (平成16年度取得分)	埼玉県土地開発公社 が県の行う公共事業 の用地先行取得及び 造成に要した額			平成23年度から 平成26年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (平成17年度取得分)	同 上			平成23年度から 平成27年度まで	同 上				
同 上 (平成18年度取得分)	同 上			平成23年度から 平成28年度まで	同 上				
同 上 (平成19年度取得分)	同 上			平成23年度から 平成29年度まで	同 上				
同 上 (平成20年度取得分)	同 上			平成23年度から 平成30年度まで	同 上				

埼玉県土地開発公社公共用地先行取得費等償還金 (平成21年度取得分)	2,267,935			平成23年度から平成31年度まで	2,267,935				2,267,935
同 上 (平成22年度取得分)	1,892,275			平成23年度から平成32年度まで	1,892,275				1,892,275
埼玉県土地開発公社借入金債務保証 (平成18年度借入分)	埼玉県土地開発公社がその業務を行うため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額			平成23年度以降	限度額に同じ。				
同 上 (平成19年度借入分)	同 上			同 上	同 上				
同 上 (平成20年度借入分)	同 上			同 上	同 上				

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
埼玉県土地開発公社借入金債務保証 (平成21年度借入分)	埼玉県土地開発公社がその業務を行うため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額			平成23年度以降	限度額に同じ。				
同 上 (平成22年度借入分)	同 上			同 上	同 上				
平成4年度有料道路整備貸付金債務保証 (平成4年度融資分)	埼玉県道路公社が有料道路建設のため借り入れた政府資金のうち、最終弁済期到			平成23年度以降	限度額に同じ。				

	来後3月を経過しても償還できない額								
平成5年度有料道路整備貸付金債務保証 (平成5年度融資分)	同 上			同 上	同 上				
平成6年度有料道路整備貸付金債務保証 (平成6年度融資分)	同 上			同 上	同 上				
平成7年度有料道路整備貸付金債務保証 (平成7年度融資分)	同 上			同 上	同 上				
平成8年度有料道路整備貸付金債務保証 (平成8年度融資分)	同 上			同 上	同 上				
平成9年度有料道路整備貸付金債務保証 (平成9年度融資分)	同 上			同 上	同 上				
平成10年度有料道路整備貸付金債務保証 (平成10年度融資分)	同 上			同 上	同 上				
平成11年度有料道路整備貸付金債務保証 (平成11年度融資分)	同 上			同 上	同 上				

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
平成12年度有料道路整備貸付金債務保証 (平成12年度融資分)	埼玉県道路公社が有料道路建設のため借り入れた政府資金のうち、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額			平成23年度以降	限度額に同じ。				
平成13年度有料道路整備貸付金債務保証 (平成13年度融資分)	同 上			同 上	同 上				
平成14年度有料道路整備貸付金債務保証 (平成14年度融資分)	同 上			同 上	同 上				
平成15年度有料道路整備貸付金債務保証 (平成15年度融資分)	同 上			同 上	同 上				
平成16年度有料道路整備貸付金債務保証 (平成16年度融資分)	同 上			同 上	同 上				
平成5年度有料道路整備貸付金債務保証 (平成5年度融資分)	埼玉県道路公社が有料道路建設のため借り入れた公営企業金融公庫資金のうち、最終弁済期が到来しても償還できない額			平成23年度以降	限度額に同じ。				

平成6年度有料道路整備貸付金債務保証 (平成6年度融資分)	同 上			同 上	同 上				
平成7年度有料道路整備貸付金債務保証 (平成7年度融資分)	同 上			同 上	同 上				
平成8年度有料道路整備貸付金債務保証 (平成8年度融資分)	同 上			同 上	同 上				
平成9年度有料道路整備貸付金債務保証 (平成9年度融資分)	同 上			同 上	同 上				
平成10年度有料道路整備貸付金債務保証 (平成10年度融資分)	同 上			同 上	同 上				
平成11年度有料道路整備貸付金債務保証 (平成11年度融資分)	同 上			同 上	同 上				
平成12年度有料道路整備貸付金債務保証 (平成12年度融資分)	同 上			同 上	同 上				
平成13年度有料道路整備貸付金債務保証 (平成13年度融資分)	同 上			同 上	同 上				

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
有料道路整備貸付金債務保証 (平成14年度以前融資分)	埼玉県道路公社が有料道路建設のため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額			平成23年度以降	限度額に同じ。				
有料道路整備貸付金債務保証 (平成15年度融資分)	埼玉県道路公社が有料道路建設のため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額			平成23年度以降	限度額に同じ。				

同 上 (平成16年度融資分)	同 上			同 上	同 上				
埼玉県道路公社借入金 債務保証 (平成22年度借入分)	埼玉県道路公社がその業務を行うため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額			平成23年度以降	限度額に同じ。				
地方特定道路(改築)整備	650,000			平成23年度から平成24年度まで	650,000		585,000		65,000
社会資本整備総合交付金(河川)事業	3,005,000			平成23年度から平成24年度まで	3,005,000	1,470,728	1,337,000	分担金及び負担金 46,930	150,342
埼玉県住宅供給公社借入金損失補償 (平成15年度融資分)	埼玉県住宅供給公社が住宅建設事業のため借り入れた資金のうち回収されない元			平成23年度以降	限度額に同じ。				

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
	本及び利子について、 最 終 弁 済 期 到 来 後 3 月 を 経 過 し て も 償 還 でき ない 額								
平成14年度積立分譲 住宅等建設資金損失 補償 (平成14年度融資分)	埼玉県住宅供給公社 が積立分譲住宅等建 設のため借り入れた 資 金 の うち 回 収 さ れ ない元本及び利子に ついて、最終弁済期 到来後3月を経過し ても償還できない額			平成23年度以降	限度額に同 じ。				
彩の国の家住まいのロ ーン利子補助 (平成15年度融資分)	27,500	平成16年度から 平成22年度まで	1,563	平成23年度から 平成25年度まで	25,937				25,937
同 上 (平成16年度融資分)	31,250	平成17年度から 平成22年度まで	442	平成23年度から 平成26年度まで	30,808				30,808
住宅ローン負担軽減 補助 (平成21年度補助対 象分)	1,600,000	平 成 2 2 年 度	367,884	平成23年度から 平成25年度まで	1,232,116				1,232,116
同 上 (平成22年度補助対 象分)	400,000			平成23年度から 平成24年度まで	400,000				400,000

秋ヶ瀬公園管理運営業務	438,039	平成20年度から 平成22年度まで	263,073	平成23年度から 平成24年度まで	174,966			使用料及び 手数料 2,840	172,126
森林公園緑道管理運営業務	76,000	平成20年度から 平成22年度まで	45,600	平成23年度から 平成24年度まで	30,400			使用料及び 手数料 241	30,159
久喜菖蒲公園管理運営業務	210,000	平成20年度から 平成22年度まで	129,150	平成23年度から 平成24年度まで	80,850			使用料及び 手数料 70	80,780
所沢航空記念公園管理 運営業務	1,913,198	平成20年度から 平成22年度まで	1,150,016	平成23年度から 平成24年度まで	763,182			使用料及び 手数料 737	762,445
しらこぼと公園、川越 公園及び加須はなさき 公園管理運営業務	1,301,207	平成20年度から 平成22年度まで	782,547	平成23年度から 平成24年度まで	518,660			使用料及び 手数料 3,246	515,414
秩父公園管理運営業務	901,130	平成20年度から 平成22年度まで	540,672	平成23年度から 平成24年度まで	360,458			使用料及び 手数料 2,797	357,661
さきたま緑道及び花の 里緑道管理運営業務	89,500	平成20年度から 平成22年度まで	53,700	平成23年度から 平成24年度まで	35,800			使用料及び 手数料 4,186	31,614
みさと公園及び吉川公 園管理運営業務	297,546	平成20年度から 平成22年度まで	178,572	平成23年度から 平成24年度まで	118,974			使用料及び 手数料 742	118,232

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
彩の森入間公園管理運営業務	143,400	平成20年度から 平成22年度まで	86,400	平成23年度から 平成24年度まで	57,000			使用料及び 手数料 237	56,763
まつぶし緑の丘公園管理運営業務	66,000	平成22年度	22,000	平成23年度から 平成24年度まで	44,000				44,000
大宮公園管理運営業務 (大宮第二公園及び大宮第三公園)	337,700	平成22年度	67,900	平成23年度から 平成26年度まで	269,800			使用料及び 手数料 14,584	255,216
首都高速道路関連街路事業立替施行償還金 (平成4年度立替施行分)	都市基盤整備公団が 県の行う街路事業の 整備に要した額	平成5年度から 平成22年度まで	2,463,689	平成23年度から 平成27年度まで	限度額に同じ。				
同 上 (平成5年度立替施行分)	同 上	平成6年度から 平成22年度まで	2,128,058	平成23年度から 平成28年度まで	同 上				
警察共済組合不動産投資施設特約譲渡事業償還金 (昭和63年度建設分)	731,706	平成元年度から 平成22年度まで	670,730	平成23年度から 平成24年度まで	60,976				60,976

同 上 (平成元年度建設分)	397,034	平成2年度から 平成22年度まで	347,404	平成23年度から 平成25年度まで	49,630				49,630
同 上 (平成2年度建設分)	473,946	平成3年度から 平成22年度まで	394,955	平成23年度から 平成26年度まで	78,991				78,991
同 上 (平成3年度建設分)	835,642	平成4年度から 平成22年度まで	661,550	平成23年度から 平成27年度まで	174,092				174,092
同 上 (平成4年度建設分)	873,059	平成5年度から 平成22年度まで	654,794	平成23年度から 平成28年度まで	218,265				218,265
同 上 (平成5年度建設分)	1,134,976	平成6年度から 平成22年度まで	803,941	平成23年度から 平成29年度まで	331,035				331,035
同 上 (平成10年度建設分)	398,600	平成11年度から 平成22年度まで	321,791	平成23年度から 平成24年度まで	76,809				76,809
同 上 (平成11年度建設分)	704,722	平成12年度から 平成22年度まで	539,059	平成23年度から 平成25年度まで	165,663				165,663
同 上 (平成12年度建設分)	2,131,738	平成13年度から 平成22年度まで	697,649	平成23年度から 平成36年度まで	1,434,089				1,434,089
同 上 (平成13年度建設分)	375,201	平成14年度から 平成22年度まで	110,254	平成23年度から 平成37年度まで	264,947				264,947

事 項	限 度 額	平成22年度末までの支出見込額		平成23年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
警察共済組合不動産投資施設特約譲渡事業償還金 (平成14年度建設分)	1,442,191	平成15年度から 平成22年度まで	354,349	平成23年度から 平成38年度まで	1,087,842				1,087,842
同 上 (平成15年度建設分)	304,046	平成16年度から 平成22年度まで	63,120	平成23年度から 平成39年度まで	240,926				240,926
同 上 (平成16年度建設分)	1,721,810	平成17年度から 平成22年度まで	319,243	平成23年度から 平成40年度まで	1,402,567				1,402,567
同 上 (平成17年度建設分)	3,063,862	平成18年度から 平成22年度まで	459,056	平成23年度から 平成41年度まで	2,604,806				2,604,806
同 上 (平成18年度建設分)	2,622,297	平成19年度から 平成22年度まで	320,741	平成23年度から 平成42年度まで	2,301,556				2,301,556
同 上 (平成19年度建設分)	489,547	平成20年度から 平成22年度まで	52,114	平成23年度から 平成43年度まで	437,433				437,433
同 上 (平成20年度建設分)	1,074,231	平成21年度から 平成22年度まで	54,908	平成23年度から 平成44年度まで	1,019,323				1,019,323
同 上 (平成21年度建設分)	623,294	平成22年度	15,048	平成23年度から 平成45年度まで	608,246				608,246

同 上 (平成22年度建設分)	695,848			平成23年度から 平成46年度まで	695,848				695,848
捜査支援システム機器 賃貸借	1,399,456	平成19年度から 平成22年度まで	790,637	平成23年度から 平成25年度まで	608,819				608,819
教職員共済住宅特約 譲渡事業償還金 (平成4年度建設分)	2,017,812	平成5年度から 平成22年度まで	1,816,032	平成23年度から 平成24年度まで	201,780				201,780
同 上 (平成8年度用地取得分)	428,552	平成9年度から 平成22年度まで	299,990	平成23年度から 平成28年度まで	128,562				128,562
同 上 (平成9年度建設分)	636,178	平成10年度から 平成22年度まで	413,517	平成23年度から 平成29年度まで	222,661				222,661
同 上 (平成10年度建設分)	767,189	平成11年度から 平成22年度まで	460,317	平成23年度から 平成30年度まで	306,872				306,872
川の博物館管理運営業 務	1,159,032	平成20年度から 平成22年度まで	699,624	平成23年度から 平成24年度まで	459,408				459,408
武道館管理運営業務	546,800	平成20年度から 平成22年度まで	328,080	平成23年度から 平成24年度まで	218,720				218,720

地 方 債 に 関 す る 調 書

(単 位 千 円)

区 分	平成 2 1 年 度 末 現 在 高	平成 2 2 年 度 末 現 在 高 見 込 額	平成 2 3 年 度 中 増 減 見 込 み		平成 2 3 年 度 末 現 在 高 見 込 額
			平成 2 3 年 度 中 起 債 見 込 額	平成 2 3 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	
1 普 通 債	2,254,016,759	2,183,749,595	95,301,000	132,065,830	2,146,984,765
(1) 総 務	118,951,954	121,445,934	11,275,000	7,308,679	125,412,255
(2) 民 生	36,806,499	37,201,616	3,887,000	2,212,269	38,876,347
(3) 衛 生	31,738,227	29,989,181	105,000	1,772,057	28,322,124
(4) 労 働	1,780,412	1,568,234	182,000	215,360	1,534,874
(5) 農 林	71,433,622	69,792,052	4,756,000	4,894,169	69,653,883
(6) 商 工	40,605,635	40,330,252	3,395,000	1,758,642	41,966,610
(7) 土 木	1,590,344,870	1,534,027,015	60,690,000	89,665,605	1,505,051,410
(8) 公 営 住 宅	74,520,228	66,918,142		7,351,663	59,566,479
(9) 警 察	54,658,384	54,323,553	3,086,000	3,559,828	53,849,725
(10) 教 育	140,571,253	139,112,464	6,484,000	8,294,170	137,302,294
(11) 諸 支 出 金	92,605,675	89,041,152	1,441,000	5,033,388	85,448,764

2 災 害 復 旧 債	660,073	366,079		99,774	266,305
(1) 農 林	121,144	108,612		26,139	82,473
(2) 土 木	537,080	257,467		73,635	183,832
(3) そ の 他	1,849	0			
3 そ の 他	971,561,495	1,181,688,541	205,408,000	43,451,966	1,343,644,575
(1) 減 税 補 て ん 債	124,112,829	119,400,339		5,986,723	113,413,616
(2) 臨 時 税 収 補 て ん 債	14,164,650	13,389,600		775,050	12,614,550
(3) 臨 時 財 政 対 策 債	632,737,660	833,353,067	188,300,000	28,757,907	992,895,160
(4) 減 収 補 て ん 債	131,707,853	128,454,593		4,690,860	123,763,733
(5) 退 職 手 当 債	52,063,334	69,830,001	15,000,000	1,763,333	83,066,668
(6) そ の 他	16,775,169	17,260,941	2,108,000	1,478,093	17,890,848
合 計	3,226,238,327	3,365,804,215	300,709,000	175,617,570	3,490,895,645